

第百三回 参議院 内閣委員会、社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会、連合審査会 會議録第一号

昭和六十年十二月十一日(水曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

内閣委員会

委員長

理事

亀長 友義君

大島 友治君

曾根田郁夫君

野田 哲君

原田 立君

委員

板垣 正君

岡田 広君

川原新次郎君

源田 実君

沢田 一精君

堀江 正夫君

森山 眞弓君

穂山 篤君

小野 明君

矢田部 理君

太田 淳夫君

内藤 功君

柳澤 鍊造君

社会労働委員会

委員長

理事

岩崎 純三君

大浜 方栄君

佐々木 満君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

委員

遠藤 政夫君

関口 恵造君

商工委員会

委員長

理事

田代由紀男君

田中 正巳君

前島英三郎君

和田 静夫君

中西 珠子君

佐藤 昭夫君

藤井 恒男君

下村 泰君

下条進一郎君

前田 勲男君

松岡満寿男君

福岡 知之君

沖 外夫君

斎藤栄三郎君

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

降矢 敬義君

松尾 官平君

梶原 敬義君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

鶴岡 洋君

梶原 清君

吉村 真事君

瀬谷 英行君

矢原 秀男君

江島 淳君

蔵内 修治君

建設委員会

委員長

理事

内藤 健君

安田 隆明君

山崎 竜男君

山田耕三郎君

小山 一平君

工藤万砂美君

増田 盛君

青木 薪次君

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

植木 光教君

遠藤 要君

志村 哲良君

大川 清幸君

白木義一郎君

馬場 富君

橋本 敦君

増岡 博之君

村田敬次郎君

山下 徳夫君

山口 敏夫君

木部 佳昭君

後藤田正晴君

米倉 輝君

古橋源六郎君

竹村 晟君

末吉 興一君

国務大臣

厚生大臣

通商産業大臣

運輸大臣

労働大臣

建設大臣

国務大臣

(総務庁長官)

政府委員

総務庁長官官房

審議官

総務庁行政官

局長

総務庁行政監察

局長

国土庁土地局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局次

長

大蔵省銀行局長

大蔵省大臣官房審

議官

厚生省生活衛生

局長

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省通商

政策局長

通商産業省通商

政策局長

通商産業省貿易

局長

通商産業省機械

情報産業局長

通商産業省生活

産業局長

資源エネルギー

庁長官官房審議

官

中小企業庁次長

運輸大臣官房國

有鉄道再建總括

審議官

運輸省運輸政策

局長

運輸省地域交通

局長

運輸省貨物流通

局長

運輸省航空局長

運輸省航空局技

中村正三郎君

尾崎 護君

小粥 正巳君

足立 和基君

吉田 正輝君

内藤 洵君

北川 定謙君

松尾 邦彦君

黒田 真君

鈴木 直道君

村岡 茂生君

福川 伸次君

杉山 弘君

浜岡 平一君

逢坂 国一君

見学 信敬君

棚橋 泰君

栗林 貞一君

服部 経治君

武石 章君

西村 康雄君

大島 士郎君

労働省労働基準局長 小粥 義朗君
建設大臣官房長 高橋 進君
建設大臣官房総務課長 佐藤 和男君
建設省河川局長 井上 章平君
建設省道路局長 萩原 浩君
建設省住宅局長 渡辺 尚君
自治大臣官房審議官 石山 努君

事務局側

常任委員会専門員 林 利雄君
常任委員会専門員 此村 友一君
常任委員会専門員 野村 静二君
常任委員会専門員 多田 稔君
常任委員会専門員 荒木 正治君
常任委員会専門員 濱崎 恭生君

説明員

法務省民事局参事官 濱崎 恭生君

本日の会議に付した案件

○許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔内閣委員長亀井友義君委員長席に着く〕

○委員長(亀井友義君) ただいまより内閣委員会、社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会を開会いたします。

連合理事会の協議によりまして、私、内閣委員長が連合審査会の会議を主宰いたします。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はお手元に配付いたしました資料により御了承願ひ、その聴取は省略いたします。

これより本案の質疑を行います。本日は質問者も多数にわたっておりますので、時間勵行にて議

事運営をいたしたいと思ひますので、よろしく御協力のお願ひ申し上げます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○青木新次君 私は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案中、地代家賃統制令の一部改正に関する事項について質問をいたしたいと思ひます。

まず、議題となつてゐるいわゆる規制緩和一括法案の中に地代家賃統制令廃止法案が織り込まれてゐるわけでありまして、この地代家賃統制令の廃止といふものは、他の一般的な規制緩和とは内容、性格を全く異にしているものであります。この点について総務庁長官、どうお考えになりますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) お答えを申し上げます。

いわゆる公的規制の緩和は民間活力の発掘、推進に資するということで、政府としては重要な政策課題として取り組んでおるわけでございます。地代家賃統制令につきましては、行革審から当面法律の改正を必要とする、こういうことで指摘を受けておるわけでございますが、政府のいわゆる公的規制緩和政策の中で統一的に把握ができると、こういう私どもの考え方でございます。

と申しますのは、この地代家賃統制令、御案内のように昭和十四年、それから終戦後のポツダム政令、そして昭和二十五年以前と以後で区分けをしまして、以前に建ててあつた建物について適用がなると、ところが、その後三十数年たちまして住宅事情がすっかり変わつてきた。そうなりますと、本来の統制目的から見ますと不必要になつておるものもございまして、それからまた二十五年七月以前、以後で区分けをしておるということでもバランスを失ひておる、こういうことも見受けられるわけでございまして、こういうようなことで、ほかの規制緩和も趣旨、目的というものが共通しておるといふ観点で一括をしておるわけでござい

ますが、この地代家賃統制令もそういう趣旨、目的から見れば同一の趣旨であらう、こういうこと

で今国会に一本の法律として御提案をさしていただいた、こういうことでございまして。

つまり、私も一括をいたしておりますのは、趣旨、目的が同じである。共通の目的のもとにまとめ得るものはまとめよう。しかもそれが將來にわたつて重大な政策変更を伴うということであらば、これは従来からの内閣法制局で実は基準が決まつておりました。その基準に適合してないと一緒にできません。そういうようなことで、この地代家賃統制令も趣旨、目的が同じであらう、また新しい政策展開でもない、こういうことで実は一本にまとめさせていただいたわけでござい

ます。もちろん、今回御提案を申し上げておるこの法律だけでなしに、趣旨、目的が仮に同じであつても新しい政策展開を伴うとかといったものは、個別の法律案でこの国会にもお願いしてあるものがございまして、こういうことでございまして、いろいろ御議論のある点は重々承知いたしておりますけれども、政府としてはそういう観点でお願ひを申し上げた次第である、かように御理解していただきたいと思います。

○青木新次君 今総務庁長官から説明があつたわけでありまして、趣旨、目的が大体同一であるという解釈は、これは総務庁が行革審あたりの意見を聞いて、この際そのまま乗せて持つていけというところで、内容、性格が全く違つてゐるものについてこれを一緒に荷物に乗せていけというふうな機会主義、便宜主義にとられて仕方がないんです。

そこで、建設大臣にお聞きしたいと思ふんですが、これをやめて単独立法で出し直すという気持ちがあるかないか、また今総務庁長官の答弁に対して一応見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(木部佳昭君) 今後藤田長官から御答弁されたことでございまして、私も同じでございます。時代の変化や実情というものをよく考えてみまして、時代に即さない点もあるだろうというふうなこともございまして、そういう意味で今総務

庁長官から御答弁されましたような趣旨と同じ考え方でございまして。

○青木新次君 最近提出の法案を見ていますと、法案を一つ束ねて一括して提出する傾向というのが目立ってきている。これは国会軽視なんですよ。したがつて、このことについてあなた方は、これでよかった、荷が軽くなったと思ふかもしれないが、国民からはこれは国会軽視でしかあらぬと。特にこのごろ中曽根内閣になつてきてからこの傾向が目立つてゐることでありまして、このことが安易に行われまうと問題の所在が全くぼやけてしまふ。問題点の十分な審議ができない。こういう危険があるわけであります。地代家賃統制令の一部改正案は規制緩和の一括法案とは離して提案し直すべきであるということを我が党としては真剣に深刻に考へてゐるんですよ。この点についてどういふふうに考へておられますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) この一括法について御趣旨のような強い御意見が内閣委員会でもしばしば出まして、私から同じような趣旨で御答へしているわけでございまして。

実はこういうやり方というのは中曽根内閣ができてからではございません。これは過去十一回ずつとやってきてゐる手法です。しかし、その都度委員の方から御異論が出て、内閣として一括法にまとめるのはどういふ基準であるといったようなことで、法制局長官からも、最初は五十六年だと記憶しますが、こういう基準で内閣としてはやっておるんだというお答えもしておるんであつて、これは中曽根内閣だけではありませんから、それはひとつぜひ御理解していただきたいと思います。

趣旨、目的が同じで、しかも新しい政策展開ということには該当しないといったようなものであればまとめてよろしいと、こういうことでござい

ますので、その点ぜひ御理解を賜りたいと、こう思ひます。

○青木新次君 総務庁はそういう答弁をするかも知れぬ、内閣においてそういう係だと思ふんですよ。ところが、単独立法として出してこれを審議

するというのが、これが建設大臣の考え方でなきやならぬと思ふのでありますけれども、この点建設省としても重要な問題ですから答弁をしていただきます。

○国務大臣(木部佳昭君) 今青木先生の御指摘の点につきましては、実は建設委員会でも青木先生から質問があったことも私よく承知いたしております。先ほど来申し上げておりますように、また総務庁長官からも御答弁がありましたように、行革審の答申に伴ひまして、そして一括で処理をお願いするということの方針のもとに、私もそうした時代の推移に應じ、またもしこの法案の通過をいただいた場合には、私もたびたび御答弁申し上げておりますように、特に弱い立場の方々に対しての全力を挙げての配慮といひますか、そういう方々に対するあれにつきましましては、我々建設省挙げて万全の措置をとり、不安や心配のないように努力をさしていただきたい、こう考へておる次第でございます。

○青木新次君 先ほどから言われておりました、時間も一時間しかありませんから先へ進むといたしましても、これは昭和三十年代に三回も出てきたいわくつきのものです。そのたびに廃案になつていくんです。それを今回行革審の意向を受けてと言つけれども、行革審は、そういうためにでき上がったものでありますから、問題を審議する国会の側の意思を、また国民の意思というものは国会に託されているわけですから、そういう意味で国会の意見を聞かざるならぬ。廃止する理由についてもう一度総務庁長官、言つてください。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは先ほどお答えしましたように、一つは昭和二十五年を境目で適用対象が異なつておる。その面から見てもその前後の不均衡を生じておる。もう一つは、その当時と今日の住宅を取り巻く客観情勢がすっかり変わつておる。なお、御質問の昭和三十五年から八年ぐらまでの間、三回ぐらいたつたかと思ひます

が、国会に提案されて廃案になつたわけでございますが、その当時から見ましてももう既に二十数年たちまして全く環境が変わつてきております。したがつて、今日の状況になればなるほど、まだまだ低所得の方とかお年寄りであるとかといった方がこういつた住宅に住んでおられることは事実でございますけれども、その方々に対する処置は処置として、これは政府として当然いろんな間違ひのない善後措置を講じなければなりませんけれども、これは非常に数が少なくなつておつてもはやこの統制令の必要性もなくなつておる。こういう事情でございますので、今回あえて廃止に踏み切らさしていただく、こういうことで政府としては御審議をお願いしておる、こういう事情でございます。

○青木新次君 確かに統制対象もごく一部に限られてゐるし、遵守率も低いところ、これは数字的には私も調べてはありますけれども、しかし地代家賃も比較的安定していると言へる今日といへども、そのことをもつて統制令が有名無実になつたということじゃないんです。これを間違へないやうにしてもいいと思ふのであります。むしろ統制令が守られていないというこの方が問題であると思ふんです。したがつて、この点について目をつぶるとしても、統制令の存在が全体の地代家賃高騰に歯どめをかけているという役割といふものは大きいと思ふんです。我が国の住宅政策は賃貸住宅に比重を移しているんですね。移している理由として、今の所得が非常に伸びない、非常に苦しいというやうなことで、土地問題等もあるわけでありまして、しかし地代家賃統制令の存続の意味は大いに考へてゐるわけでありまして、大臣どういうようにお考へですか。

○政府委員(渡辺尚君) 先ほどからいろいろ政府の方から御説明しておるわけでございますけれども、理由の一つに不均衡の問題があると思ひます。つまり民間借家だけとてみましても、九十万户という対象借家、これは先生先ほどお示しのよ

うにそのうち守られているものが一割から三割ということでございますので、そういう意味での実数はもつと低くなるわけでございますけれども、七割である。そうしますと、それを前提としたとしても九三%の方々のバランスの問題があるということでございます。

それから地代家賃の存在意義があるのではないかとこのことでございまして、こういつた価値統制といふものは必要最小限に行うべきものであるといふふうに考へておりますし、先ほどいろいろ出ておりますやうな事情からその存在意義は今や失われてゐる、したがつてこれを一日も早く廃止すべきである。

しかしながら、先ほどうちの大臣からも申し上げましたように、いろいろ高齢者の方々もおられる、あるいは所得の低い方々もおられるといふことで、住宅相談等の体制については万全を尽くしたいといふことで一年間の猶予期間を置いたといふことでございます。

○青木新次君 次に地代家賃の統制の実態について聞きたいのでありますけれども、まず地代の統制額や家賃統制額の一平米当たりの平均額はどの程度になつてゐるんですか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(渡辺尚君) 東京都と京都市、大阪市の三都市につきまして昭和五十九年度に実態調査をしております。これによりますと、三都市平均でございますが、公定地代といふものは一平方メートル当たり六十五円三十銭といふことでございまして、これに対して、対象物件で実際に支払われている地代の平均は九十九円四十銭といふことでございまして、それからさらに、その場合の統制対象外の地代でございますが、百二十七円四十銭といふことでございまして、したがつて、公定地代といふのは大体統制外の地代の五割、それから対象の地代で実際に支払われているものの約八割といふことでございまして、それから家賃でございますけれども、まず公定家賃は一平方メートル当たり同調査によりますと

二百七十五円三十銭といふことでございまして、それから統制対象で実際に支払つてゐるという家賃の平均が四百五十五円二十銭といふことでございまして、したがつて、家賃で公定家賃を上回つてゐるものだけの平均を一応推定家賃といふふうに仮定して市場家賃と考へますと、公定家賃といふのは推定市場家賃の約五割、それから統制対象の実際支払家賃といふのは先ほど申しました推定市場家賃の約八割、そういう状況でございます。

○青木新次君 今の局長の答弁をざつと概算いたしますと、五十九年調査でもつて東京、京都、大阪の關係で一平米当たりの統制地代に対しては、統制外地代について百二十七・四円といひますと一・三倍、それから統制家賃、今の説明にありました一平米当たり四百五十五円二十銭の統制外家賃に引き直すと二・九倍といふことになるわけですね。そういったと、老人世帯や母子世帯等に相当影響が出てくるであらうと思はれるんだけれども、この点いかがですか。

○政府委員(渡辺尚君) たびたび御答弁申し上げておりますが、まず結論から申し上げますと、影響は比較的少ないといふふうに考へております。その理由でございますけれども、まず第一に、対象が昭和二十五年七月十日以前といふことでございまして、したがつて、一番新しいものでございまして、もう既に三十五年たつてゐる、つまり非常に老朽化しているといふことがございまして、確かに個々一軒一軒を当ればいろいろ修繕等の状況で違つてくると思ひますけれども、全般的には非常に危険であるとか、あるいは大修繕を要するといふやうなものが一般の民間借家に比べて三割の割合があるといふことが一つございまして、それから住んでおられる方が一般の民間借家に比べて長いという事実がございまして、したがつて、そういう状況のもとで家主となつた子の關係といふのがある程度安定してゐるのではないかと考へられます。それから地代家賃統制令が撤廃されました、借地・借家法、この

上での地位には何ら変わりない。例えば正当事由がなければそこを立ち退いてもらうことはできないというようにございまして。それから地代家賃の値上げにしても、激変緩和をするというふうな判例もございまして。そういうふうなことで急激な変化はないというふうな考えでおります。ただ長期的に見れば、維持修繕というものが的確に行われることを期待せざるを得ないわけでございますし、あるいは建てかえというものの長期的には進んでいくものというふうな考えられます。

しかし、先生御指摘のように、高齢者の方々あるいは所得の低い方々、これが一般の借家に比べてまして多い、やや多いというの事実でございまして。したがって、それに對しましては、もし御質問がございすれば詳しく申し上げますが、公営住宅の活用でありますとか、公団住宅の活用でありますとか、あるいは生活保護の部局との緊密な連携のもとに、適切な対応でありますとか、いろいろな形で万全の策を講じてまいりたいというふうな考えでおるわけでございまして。

○青木新次君 渡辺住宅局長は影響がないということの説明しているわけでありまして、統制額と統制外の地代家賃との間にかの格差があるというところは、これは私が申し上げたとおりです。統制令が廃止されれば、統制対象の地代家賃は当然大幅に引き上げられるというふうなことになると思っております。これは常識ですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(渡辺尚君) 二点申し上げたいと思っております。

一点は、先ほど申し上げましたように、統制対象であっても実際に支払われている家賃というものと統制額との対比でございまして、八割になつていくということが一つ。それからもう一つは、四十六年に、これは告示改正でございまして、統制額の上限を地代は約二・七倍、家賃は約二・八倍に引き上げたわけでございまして、そのときの実態をいろいろ調査してみます

と、民営借家賃の推移といいますが、それはほとんど影響を受けていないということが過去に実例としてあるわけでございまして、そういうことから比較的影響は少ないではないかというふうな考えをわけでございまして。

○青木新次君 非常に楽観的な見通しを持っておられますが、私は、今日は市場経済ですから、そういう意味で物価というものは、特に住宅の関係等については自然と上がっていく傾向というものが非常に強いというふうに考えているわけでありまして。したがって、一度に大幅に地代家賃が引き上げられたのでは、居住世帯の生活は破壊されてしまうんですから、その意味で統制令廃止後の地代家賃というもののについてもこの動向を厳しく監視する必要があると思ふんです。したがって、先ほど大臣もちょっと触れたと思うんですが、先ほど大臣もちょっと触れたと思うんですが、要があると思ふんです。歯どめや緩和措置を講ずる必要があると思ふんです。この点大臣はどうかお考えでございまして。

○國務大臣(木部佳昭君) 私は、決して楽観的な考え方を持っておりません。事が衣食住、住が一番大事な問題でございまして、先ほど申し上げましたように、弱い立場の方々、そういう方々に對して不安や心配を与えないということが行政上一番取り組むべき大事な問題でございまして。したがって、私も、私どもといたしましては、この法案が御承認いただいた後の一年間というのにつきましては、また永続的にもそうでありまして、政府の広報活動、また情報提供の確な提供をするとか、便宜上の値上げに對してはいろいろな団体の皆さん方と協力しながら適切な指導を、できる限りの指導を要請するとか、また地方自治団体に對しまして、公共団体に対しての住宅相談であるとかというふうなものを、きめの細かい行き届いた対策を真剣に立てて、行政上できる限りの、ある意味では枠を超えても親切を旨として全力を挙げて取り組んでいく、そして弱い方々の立場に對して心配や不安を与えないように全力を挙げるといふことが私どもに課せられた使命である、そう

いうふうな認識いたしておる次第でございまして。○青木新次君 私は、統制対象の居住世帯には母子世帯とか、あるいはまた生活保護世帯とか、あるいはまた老人世帯が相当いるというように解釈をいたしているわけですが。そういうしますと、この実態がわからないとさらに掘り下げた議論はできないわけでありまして、この実態はどうなつておりますか。

○政府委員(渡辺尚君) 母子世帯につきましてはデータを把握しておりますが、これは建設省が調査したものでございまして、対象住宅につきましては総世帯の中の三・七%ということになっております。ただ、この数字の意味でございまして、第二種の公営住宅を除きます一般民間借家、この生活保護世帯の率が三・五%でございまして、そう大きな差がないというふうな考えでおります。

しかしながら、御指摘の年齢の方でございましてけれども、一般の民営借家におきましては、例えば六十歳以上の世帯、これが九・四%というのに對しまして、統制対象の借家につきましては二九・四%ということ、確かに高いということが言えると思ひます。

○青木新次君 この中には所得水準の高い世帯ももちろんあるんですね。そういうものですか。それは何%あるかということ、これはもうごく一部だと思ふんですけれども、概して言えども、所得の低い世帯が中心であることは間違いないんですから、したがって、統制令の廃止というものはこれらの世帯の生活を脅かす重大な問題であるという認識が必要だ、その点がどうも薄いんじゃないかということをお心配しているんですよ。したがって、それでも政府が統制令を廃止するということであるならば、そうした困窮世帯に對して家賃や居住費の補助等の措置を講ずべきだ。これを私は真剣に考えていますけれども、この点についてその用意がございまして、大臣、いかがですか。

○國務大臣(木部佳昭君) 私の考え方は先ほど申し上げたとおりでございまして、衣食住のうち住が一番大事な問題でございまして、衣食住のうち住、もう少し実態を掘り下げて把握するというようなことなんか非常に大事な問題でございまして。ただ統計の上とかなんかということよりも、そうした点等について最大の先ほど申し上げましたような努力をして、心配や不安を最小限に食い止める努力を、もうできる限りの努力をしながらやらぬと、そういうふうな考えでおります。

○青木新次君 事務当局。

○政府委員(渡辺尚君) 先ほど影響について楽観的であるというお言葉がございましたが、私ども楽観的に考えているわけではございませんで、客観的に見ていないというふうに思ひます。ただ、影響は比較的少ないと認識しております。したがって、けれども、先ほど大臣の大臣からも申し上げましたように、事、住宅に関する、生活の基本に関する問題でございまして。そこで例えば便乗値上げでありますとか、それからそれによつて困る方が出てくるというふうなことは絶対に避けなければならぬ。そういうことで一年間の猶予期間をフルに活用したいと思ひます。

少し長くなりますが、詳しく申し上げたいと思ひますが、まず、先ほど大臣申し上げましたけれども、正確かつ的確な情報の提供というのが第一に必要になると思ひます。この廃止の趣旨でありますとか仕組みといたしまして、その趣旨であることについて正確な情報をまず関係者に提供したい、これは広報等を使ってやりたいというふうな考えでおります。第二番目でございまして、便乗値上げというものが全く心配ないということではないというふうな考えられます。したがって、これに對して、例えば借家の経営者団体あるいは仲介業団体、こういった団体に対してそういうことがあくまでないように十分な指導をしてまいりたいというふうにございまして。

それから第三番目に、先ほども大臣申し上げましたけれども、個々具体的な方々が、生活の問題でありますとか住宅の問題でありますとか、いろいろ困るあるいは相談をしたいということが出てくることがあると思います。したがって、住宅相談体制というもの整備を地方公共団体と協力して十分やっていきたい。実は六十一年度の予算要求でやっておるわけでございますけれども、その際にどういう対応でどういふふうにしたら最も的確に住宅相談体制に乗れるか、対応できるかというところでマニュアルをつくらうということを考えております。したがって、これは予算が取れるということが前提でございすけれども、早期につくりましてフルにそれを活用するようにいたしたいというふうに考えておるわけでございす。

以上がまず一般的な対応でございす。

こういうような対応をいたしても、個々具体的例になりますと、実際にその家から出ていきたい、あるいは出ていかなければならない、そういったような客観的な状況が出てくる場合があると思ひます。そこで、まず公営住宅の活用ということでございますけれども、公営住宅には御存じのように入居制限、入居資格がございす。したがって、そういう資格がある方、これは収入でございすけれども、そういった方々に対しては特定目的公営住宅制度という制度がございす。これは老人でありますとか母子世帯でありますとか、そういうのがあつたわけでございす。その中にこういった状況によって必要になつたという場合を適宜に措置したいというふうなことを考へておられます。したがって、その場合には優先入居ということになるわけでございす。

それから公営住宅でございすけれども、非常に老朽化しているというのを先ほども申し上げましたが、それによつて家主との話がついてそれを撤去するんだという場合がございす。こういう場合には特定入居制度というものがございまして、いわゆる優先入居じゃなくてそのまゝずばり

入れるという制度でございす。その制度を活用いたしまして、収入基準からいって資格を有する方には対応したいというふうな考へます。これはいづれも適宜に措置したいと考へております。

それから収入基準を上回る人という方が当然あるわけでございす。そういう方々に対しましては、公社あるいは公団住宅の活用ということを用意したいと思ひます。特に公団につきましては公営と同じように優先入居制度というものがございす。したがって、そういうものを活用いたしまして対応したいと思ひます。

それから、そのまゝそこにおられるそういう方の中で、私先ほど申し上げましたけれども、中長期的には適正なといひますか、いわゆる市場家賃というものに家賃というものが近づいていくんだらうと思ひます。そういう場合に支払えないという方々が出てくる場合があるかもしれせんが、そういう場合にはまさに生活扶助、生活保護の中の住宅扶助が的確に対応できるように、これは生活保護担当部局と連携を密にいたしたいと思ひます。

御参考までに申し上げますと、今大抵東京とか大阪、そういうところで住宅扶助が三万とか四万とか、世帯が非常に大きくなると五万円でありまして、そのような制度になつていくというふうな聞いておりますので、そういう対応を的確にすることが必要であるというふうな考へております。

○青木新次君 廃止法を提出するからには、所有者が将来その住宅や土地をどういふように活用し処分しようとしてゐるかに注意調査をすべきだと思ひます。今渡辺局長が細かく話をされましたが、恐らくやつてゐると思ひますけれども、そういう調査をしたのか、あるいはまた大体今日の状態はどういふ状態にあるのか、それを説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(渡辺尚君) 統制令が撤廃された後それを建てかへるとか、そういうことはまさに私契

約の分野の問題であると思ひます。したがって、我々がとかく言うべき問題ではないと思ひます。が、先生が今御指摘になりました経営者の側面、経営者という名前が適当かどうかわかりませんが、貸主の方の調査を五十九年度にやつております。それで年齢とか収入とかいろいろ調べておりますが、今御質問は経営者の意識だと思ひます。今のまゝ借家経営を続けたいという方が統制対象では八五・八%でございす。昭和二十五年以前建築の対象ですから当然でございす。昭和二十五年以前に建築されたもので対象となつていないというのを見ても、これが一〇〇%という数字になつております。それから建てかえたいという方が統制対象の場合で二・四%おられます。また設備等の改善を行いたいという方が一・八%おられます。したがって、先ほど私が前提条件として申しましたように、私的契約の分野の問題ではあります。が、こういった調査から見ますと、そのまゝ続けたいという方が圧倒的に多いというところは言えるんだらうと思ひます。

○青木新次君 私は、言いたくはないけれども、臨調答申や行答申で再三にわたつて早期廃止が指摘されているから廃止するというようなメンツ論にとらわれてゐる傾向が政府にあるんだらうというふうな考へてゐるわけであります。今の状態から考へて、答弁から推定いたしますと、パランス論や不要論ということではなくて、廃止する積極的な意義というものがまだ乏しい。廃止したらこうなるというメリットを国会に説明すべきである、こう思ひます。が、いかがですか。

○政府委員(渡辺尚君) 審議会等につきましては、過去九回そういう御答申等をいただいてゐることは事実でございす。我々は、審議会の答申もございすし、さらにその実態も踏まえて今回廃止することにしたわけでございす。

メリットということもございす。が、要するに廃止理由のところ、先ほど大臣も申し上げたと思ひますが、非常にアンバランスになつてゐるという問題、したがって、法律に要請されてい

る公平という観点からもこの点を考へる必要があるのではないかと考へております。それからもう一つは、統制というものは、私の記憶によりますと、かつて一万余戸も統制物件がございす。価格統制でございすけれども、それが現在では統制令を入れて三つしか残つていないというふうな実態から見ても、必要最小限にすべきであることだと思ひます。そういうことから考へまして、今回の法律をお願いしているわけでございす。

それから、これは言葉を選ぶのが難しいのでございす。強い一語、じゃどういふ形で——メリットという言葉はどうも適切ではないんだと思ひます。が、現在の日本の住宅政策において非常に必要と考へられてゐるものは質の向上でございす。外国からはウサギ小屋と言われているような状況が実態でございす。量では確かに一応の充足は見えましたけれども、質の点から見ますとまだまだ悪い。例えば五十八年の住宅統計調査によりまして、我々が設定いたしました最低居住水準未満世帯、これが三百九十五万戸もある、一・四%もある。こういったものを引き上げていかなければならないと思ひます。その場合に、昭和二十五年七月十日以前に建てた住宅です。短期間というだけではございせんけれども、我々も例えば木造賃貸住宅の総合的な建てかえをスムーズに進めるための事業を持っておりますので、そういったものを活用しながら、長期的にはそういったところを整備されて居住水準が上がるということを期待したいというふうな考へるわけでございす。

○青木新次君 建設省の意向としては、まず第一にアンバランスをなくしたい、公平の点を確保したい、それから質を向上したいんだということとありまして、この質の向上という点を私は特に考へてゐるんじゃないかと思ひますが、今日の貿易摩擦に伴つて、ウサギ小屋論というもの何となく解消したいというふうなこともあるんじゃないか

ということを考えておりましたけれども、今の答弁で一層はつきりしてきたと思うんであります。例え政府は、統制令を廃止されれば賃貸住宅の建てかえが促進できるということ、即ち、賃の向上につながるというように解釈していると思うんであります。住宅投資拡大に貢献するといったようなことを述べているということについては、これは一般的な意味においてわからぬわけじゃないけれども、統制令の廃止と賃貸住宅の建てかえ促進との関連についても少し説明をしないと説明不足になる。こう思うんでありますけれども、いかがですか。

○政府委員(渡辺尚君) 先ほどの経営者の意識調査にもございましたように、今直ちに借家をやめるといふような方は非常に少ないわけでございます。

そこで、私が先ほど居住水準の向上の点を申し上げましたのは、長期的にはどのぐらいかと言われてもなかなか答えにくいわけですが、影響が小さいというところから、そういうものはかなり長期の問題であると考えております。したがって、確かに四、五人用あるいは良質な賃貸住宅が現在の日本の社会において非常に不足しているという点は御指摘のとおりでございます。これは統制令の撤廃とは別個に従来から賃貸住宅の供給促進という点を鋭意やってきておるわけでございます。

細かい点になりますと、時間がかかりますので、多少省略したいと思いますが、例えば公営住宅であります。公営住宅も、当時は公営住宅制度がございまして、現在は公営住宅のストックは百九十三万戸というふうなストックを持っております。また公営も既に六十五万戸の賃貸住宅のストックを持ってあります。それから、いわゆる施策、民賃といっておりますけれども、地主の方々に、公団とかあるいは金融公庫、こういったものが協力をいたしまして、融資でありますとか事業でありますとか、そういう形で協力いたしまして良質な賃貸住宅をつくっていくというふうなもので、そ

ういろいろな形で賃貸住宅の施策推進ということに努めているところでございます。

○青木新次君 もともと統制令は、地代家賃の不当な利益追求による高騰を抑制しようということが目的であったはずであります。仮にこれが廃止されたとしても、賃貸住宅の建てかえや建設促進とは直接的な関連はないんじゃないかと思う。したがって、政府が内需拡大のために住宅投資の拡大を企図するのであるとするならば、住宅投資減税等の助成措置を積極的に講ずるべきである。これもまた、前に建設大臣に聞いたところによると、非常に努力したいと言ったけれども、中曽根内閣はだめだといって大蔵省に押し切られた。こういうことをけさの新聞かきのうの新聞で私は見たんですよ。非常に残念だということに思うわけでありまして、こういう住宅投資の減税等の助成措置を積極的に講ずるといったような前向きな努力、こういうものがなれない中で、この統制令の廃止というものは、私はいたすに弱いわけになる。したがって、急ぐべきでない。住宅投資減税等の問題をめぐってどういふようにお考えになっておりますかお伺いしたいと思っております。

○政府委員(渡辺尚君) 住宅関係の減税につきましては、あるいは御案内かと思っておりますが、細かいのは別にしまして、三つの大きな減税を要求しております。その中でも最も力を入れておるのが、今先生お示しのいわゆる一歩投資減税というものでございます。これにつきましては、現在党税調の方でいろいろ御議論いただいておりますところでございます。また結論が出ておる段階ではないと私は考えております。したがって、我々は、今後残された時間短いわけでございますけれども、その実現に鋭意努力したいと思っております。

それから例えば金融公庫関係の予算につきましても、これはまだ要求中のものでございますけれども、貸付額の割り増しでありますとか、割り増しといひますか、その上限を上げるとか、あるいは

は今まで例えば五・五%の貸し出しにございましては、百十平方メートルまでの住宅しかだめであったということをやったわけですが、この面積を上げるといふような細かいものも含めまして、非常にたくさんある予算要求をやっております。そのうちのひとつは、先ほど申し上げた賃の向上という重大な課題の解決に努めてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○青木新次君 統制令が廃止されれば家賃や地代が上がりつつあるんですよ。したがって、居住者の立ち退き要求というものが強要されるということがあり得るわけでありまして、土地の所有者としては、土地価額が上がるとして居住者を追い出していはばそれ相応にも上がる。これは自然の摂理です。したがって、そういうことにならぬためのチェック機能とか監視とか、そういうものについてはお考えになっておるのですか。

○政府委員(渡辺尚君) 先ほど申し上げましたように、関係者に対する指導を強化するということが対応したい、つまり便乗値上げというものを防止するという意味でそういう対応をしたいというふうな考えでございます。

○青木新次君 局長の答弁もあるところはうんと詳しく言うけれども、そういうことになるとちよつとはかしちゃう。与党の皆さん笑っていますよ。局長、そういうことじゃ余りうまくないと思ふんですよ。

私は、弱い立場の人が泣き寝入りするようなことであつてはいけない、そういうふうに思うんですよ。対策として、先ほどは公営住宅へ優先入居を考えると、いろいろなことで泣き寝入りをしないように考えるというふうなことをいろいろ言われたのでありますけれども、もう一度、弱者救済といひますか、統制令の廃止に伴って泣き寝入りするであろうこと、あるいはまた今までの土地の所有者がこれから追い立ててくるだろうというふうなことに付いて、時間がありませぬけれども、もう少し説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺尚君) 项目的には先ほど申し上げましたことに尽きるわけでございますけれども、まず公営住宅あるいは公団、こういったものにつきましては、現行制度の大枠の中でやるわけでございますので、これを通達によつて具体的に示していきたい。例えば先ほど申し上げた特定目的の公営住宅につきましては、これは必要があればその枠を拡大するようにもいたしたい。それから多少時間がかかると思ふんですが、そういう状況をじっくり見まして、そして必要な場所あるいは場合には建設戸数の促進を図るというふうなこともやっていきたいというふうな考えでおるわけでございます。

要は一年間の猶予期間がございまして、そこで統制令が撤廃される、仮にその法律が通りますと来年の十二月三十一日になるわけでございますけれども、その前に当然そういった問題も起こってくるかもしれないが、大部分はその後の問題かなというふうな考えでおるわけでございます。この一年間そういう準備を十分いたしたいというふうな考えでおるわけでございます。

○青木新次君 受け皿として公営住宅の建設を促進するという必要は私は大いにあります。特に住宅政策の關係では私は相当期待したいと思ひます。

第五期の住宅建設五カ年計画というものを私も審議いたしておりますけれども、公営住宅の建設計画をどういふように設定しているかということと、それから低所得者層を対象にした第二種の公営住宅、いわゆる貧乏人という言葉は私は使ひませぬけれども、低所得者のための公営住宅ですね、これを第二種公営住宅と言っているのではありませんが、その建設計画についてはどうなつておるか、それをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡辺尚君) 第五期五カ年計画が昭和六十一年度から始まります。六十年までで第四期が終わるわけでございますが、したがって、今年度末にこの五カ年計画を決定していただくことになると思ひますので、現在我々がいろいろ検

討しておりますのはまだ案の段階でございますが、その段階であるということをご前提といたしまして申し上げます。

第四期五カ年計画の公営住宅の建設の見込みが二十三万七千戸でございます。これに對しまして、これは実績見込みでございますが、第五期の五カ年計画では二十七万五千戸というふうによやしておるところでございます。五期五計の場合、第四期に比しまして持ち家系の比率を落としておりまして、例えば第四期の五カ年計画で逆に借家はふやすということでございますが、二八・六％でございますが、それを三六・七％に上げております。そういう意味で鋭意努力してまいりたいと思っております。

それから御指摘のございました二種公営と一種公営の區別につきましては、まだその段階まで、それを区分する段階までいっておりませんので御理解いただきたいと思っております。

○青木新次君 よくウサギ小屋と言われておりますが、今は非常にふえてきていることは事実なんですけれども、五十平米以上と以下に分けていいんですか、ウサギ小屋の解釈は。

○政府委員(渡辺尚君) ウサギ小屋という日本語は、これは翻訳したものでしょうと思っておりますが、向こうの方で言われているのでどういふ意識で言ったのかというのはいくつかあります。私が受けとめているのは、要するに向こうに比べてみずばらしいということ。ただ、一つの基準として申し上げられるのは、ウサギ小屋という言葉と無関係でございますので御理解いただきたいと思っておりますが、我々が現在持っております最低居住水準というものがございまして。これは四人家族で五十平米ということでございます。先ほど一・四％あるいは三百九十五万世帯もまだ残っておりますと申し上げましたのは、この最低居住水準未満の世帯でございます。第四期五計ではこれを六十年までに全部解消しようという目標を立てたわけでございますけれども、残念ながらそれを達成することができませんで、一・四％の世帯が残っているとい

うことでございまして、これは第五期の五カ年計画ではできるだけ早期に解消するという目標を、まだ現在案の段階でございますけれども、掲げているところでございます。

○青木新次君 最後になりそうですが、第二種公営住宅についてもこれは入居の希望が殺到していると思うんです。しかも入居の申し込み状況等についてはまだ聞いてないんでありますけれども、これもひとつ聞かしてもらいたい。

それから公営住宅には入居基準があるけれども、その基準に合致している統制住宅入居者には公営住宅の優先入居を認めるべきであるというふうに私は思っているわけでありまして。家賃水準は若干高いけれども公営住宅に入居させるという考え方というものが国民の気持ちというものを非常に豊かにしていく、こういうふうに考えているわけでありまして。いずれにいたしましても、統制令の撤廃などという問題を行革審の問題とこれを絡めてやるということはよろしくない。したがって、今後の課題として政府の態度をよく見守りたい、こう思っておりますが、私の今質問いたしましたことについて、局長、簡単に答弁をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(渡辺尚君) まず応募倍率でございますけれども、全国で申し上げますと、新築につきましては一種が三・九、二種が五・五、合計をいいますと四・五でございます。それからこれは空き家が出てくるわけでございますが、空き家募集につきましましては一種が二・三、二種が三・六、これを平均いたしますと二・六、これを全部を平均いたしますと三・二ということになっております。ただ、当然のことながら三大都市圏等についてはこの倍率は高いわけでございます。それに対しては優先入居の場合には、約二・七倍ぐらいというふうになり倍率が下がるということでございます。したがって、資格のある方ににつきましてはそういう形で対応し、かつ枠が必要になれば特定目的の公営住宅というものをできる限り枠を広げるというふうな対応をまいりたいと思

考えております。

○青木新次君 総務庁長官、一言。私はこれは思わしくないと言ってきたんだから、そのことだけ聞いて私の質問を終わります。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御意見としては拝聴させていただきます。ただ、こういう一括法案で御審議を願うことにした趣旨については先ほど来お答えをいたしておるとおりでございますので、これはぜひひとつ御理解を賜りたいと、かように思うわけでございます。

○青木新次君 終わります。

〔委員長退席、内閣委員会理事大島友治君着席〕

○瀬谷英行君 先般、私は委員会の視察で北海道へ参りましたけれども、その際、墜落いたしました日航ジャンボと同じ747機に乗せてもらってその操縦席を見てももらいました。そこで感心しましたのは、機械が非常に精密にできておって、INSなどというものがあつて、どこを通過してどこへ行く、その次はどこへ行く、そういうことが時々刻々数字でもってあらわれるようになってます。それから両向きにリーダーがありまして、そのリーダーには下の陸地がぼんやり映るようになってます。操縦士、副操縦士、機関士、三人が乗っております。操縦士は絶えず連携をとりながら飛行しているわけなんです。その緊張というものは、我々が見ても十分に肌で感ずることができるような状態だったというふうな思っています。今回規制緩和でもって飛行機によつては機関士を省略するとい

ったことが伝えられてるんでありますけれども、いかに飛行機が発達したとしても、その安全は念には念を入れ過ぎるくらい入れないと、まかり間違えばこの間の日航ジャンボ機のように一挙に五百何十名の人の命を奪うことになるんです。そういう点から考えると、現在の安全対策というものは決してこれで十分だとは言えないんじゃないかという気がするんですが、

〔委員長退席、大島友治君退席、委員長着席〕

この操縦士の問題あるいは機関士の問題等について

て基本的にはどのようにお考えになっておるのか、その点をお伺いしたいと思つております。

○政府委員(西村康雄君) 今回御提案をさせていただいております航空法の航空機関士に関する改正の趣旨は、現在コックピットの中というのは非常に今お話のように大変近代化もしておりますし、また各操縦士、機関士が一体となって作業をするという場でございます。今日のようには航空機が発達しておりますと、機関士が要る必要はないかというふうな問題は、結局コックピットの中がどういふふうな整備されて操縦ができるかということに一つにかかっているわけでございます。そういうことから申しますと、これは現在の航空法六十五條の二號の規定が構造上操縦士二人でできる飛行機、それが難しい飛行機は機関士が要ると書いてあることに漏一するわけでございます。これが物の考え方の基本でございます。

そういうことで今回の改正は、むしろ形式的に四発だ、三十五トン以上だというふうなことで物を考えるべきではない。常に基本に返つて要るのは要るということで考えていく。したがって、現在双発の飛行機でも機関士を乗せているような大型機というのもございます。それは発動機の数とか飛行機の大きさというよりは、現在のコックピットでどういふふうな作業していくか、こういう意味での総合的な安全性の確保という見地からやっていくべき段階に来ております。その意味では、飛行機は日進月歩、操縦士がいかに操縦しやすいようにするということに各メーカーも苦心しております。そういう意味では既に昭和二十七年当時、四発の三十五トン以上の飛行機というのは、確かに機関士の助けがないとできないというふうな厄介な飛行機ばかりでございました。しかし今日では非常にすっきりしたコックピットの中のディスプレイになっております。すべての問題が非常に簡単に操縦士自身もわかる、そしてまたコンピューターで各エンジンその他が調整される、いろんな意味で飛行機は安全に向かつて日夜改良されているわけでございます。

そういったものを背景にして今後その中で我々は安全の問題を考えていきたい。今回の改正は安全についていさかきも揺るぎを持つような趣旨ではなくて、基本に返って安全性の問題を検討していく姿勢が必要だということと改正を提案させていただいていると、こういうことでございます。

○瀬谷英行君 総論は安全だ安全だと言いがら、各論の方においては、どうやって人を減らすかというように考えているということが指摘できるんじゃないかと思うんですよ。もし飛行機の搭乗員を減らさなければならぬならば、それは戦闘機なら一人で用は足りる。しかしたゞさんのお客を乗せているわけですから、その場合にはやはりそれ相応の人も必要になってくる。

スチュワーデスだってたくさんのお客がいるから乗せているわけでしょう。人数だけで限るならば、スチュワーデスはそんなにせひひいなければならぬというのじゃないかと思いませんか。例えばおしほりなんか持ってきたらいいじゃないか。一時間や二時間飛行機に乗るのだから困りはないんです。おしほりが必要だったのは、蒸気機関車がトンネルをくぐったときに顔がすすけるからあれはおしほりが必要かということもあるけれども、今の飛行機じゃ顔がすすけるということはないし、そういうことを考える必要はないんです。そうするとジュースをもらったり、おしほりをもらわなくて用は足りるんですよ、率直に言います。それから救命胴衣のつけ方なんてこと一々やりますが、あれだって、あんなものは飛行機が海の上へふんわり落ちたときに役に立つわけなんです。ふんわり落ちてあれが役に立ったという例は今まで全然ないですよ。落ちたときはほんとに真つ逆さまに落ちるから助からないわけですよ。だから、ああいうもの、救命胴衣のつけ方をいろいろやってもあんまりおしほり関係ないんですよ。しかし乗客が脱出をしなきゃならぬような場合を考えてああいう人たちの配置ということを考えるならばそれは意味がある。

しかし機関士の場合は、私もコックピットなんというのをふだんは見ることがありませんけれども、入ってみますとなかなか大変なものです。窓から下を見ると、雲でもって全然見えないけれども、レーダーにはばつちりと下の陸が映るようになっていて。北海道へ行く場合には、下北半島、津軽半島から北海道までちゃんと映るわけですよ。

そういうことを考えてみますと、この必要最小限度の人間、機関士は一人しかいないんですよ。一人の人間をカットするということは果たして安全対策からいってどういふものか、そこまでする必要があるかどうか。私は必要はないと思うんです。そういう点、安全だ安全だと言いがら、間に合うんだから減らすんだ、戦闘機に乗ったつもりで乗ってこれと言われたんじや、お客の方は大変に心配なんですよ。

その点どうですか。運輸大臣にはきのうも私さんごん聞いたんで、長官、飛行機の問題を聞かれたことないでうから、どういふふうに思うか。よく答えてください。

○国務大臣(山下徳夫君) 私の方が長官よりはまだ少しはましだと思えますから、この問題について私から重ねて答弁したいと思えます。

こういふものは運航についてまず客のニーズにこたえるということが大事だと思えます。それは利便性であったり、サービスであったり、あるいは運賃であったり、いろいろございしますが、これらの前提となるのがいわゆる安全性であり、言わねば一つは基盤でありますから、基盤がしっかりしないですと上にどんな建物をつくってもだめだと同じ理屈であらうと思えます。

そこで、どの程度の基盤が必要かということ、これはどこで線を引くかという問題になってくるかと思うのでございます。したがって、その線の引き方が昭和二十七年当時のこの法律をつけたときはかなり違っている。つまりあの当時の飛行機は、もう既に今日、毎日使われている定

期便にはほとんどもう姿を消してしまっていない、それぐらい日進月歩であるということでございます。

私は、先般の先生のいらっしゃる参議院の運輸委員会であつたかちよつと忘れましたけれども、極端過ぎたかもしれないが、タクシンの例を出しまして、予備がいなければ危いというのでは、タクシードライバーを二人乗せなければ危い。そのうしたら、何をいまえ、タクシードライバーとおしかりを受けました。しかしタクシードライバーを握ったまま運転手の頭がどうかなることある。その場合に、がけから落ちたりぶつかったり、あるいは即死した例もあるのでございます。

タクシードライバーが極端な例ならばYS11、これは六十四人乗りでございますか、これには二人。そうすると大体二人はどの程度までか、どの点で線を引くかということになってくる。

その場合に、メーカーがコンピューターを取り入れ、これはこうなつてかくかくしかじかであるから二人ならば十分でございますと言つた場合に、いや、それでも三人乗せなきゃならぬかという、そこらあたりの判断かと思うのでございします。

が、私どもは技術陣営等から十分それらの問題について聞き、ただメーカーが言つたからということではなくて、さらに我が方が言つたからということとではなくて、十分に技術的立場からも検討した結果二人でよろうと、こういう結論に達したというふうに御理解をいただければ幸いです。

○瀬谷英行君 今度総務庁長官に聞きます。つまり、なまはんかに専門的な知識があると間に合つちゃうんですよ。戦闘機なんか一人じやないか、タクシードライバー一人じやないか、飛行機がなんで一人でないんだと、こういう理屈になるんですよ。そういう理屈じゃ安全性というものは確保できないんですよ。

第一、ジャンボ機が五百人も人を乗つけて空を飛ぶというところ自体が大変なものです。我々の頭じゃなかなか判断ができない。なるべく大勢乗つけようとするから、大勢乗つけようとするれば目方

を軽くするしかない。目方を軽くするからブリキのような飛行機が大勢のお客を乗つけて空を飛ぶという格好になつちゃうわけですよ。常にジャンボ機なんというものは危険と紙一重だ、私はそう思うんですよ。ジャンボ機でなくたって、今定期航空でもって東京大阪間あるいは九州、北海道、沖縄の間を飛んでいるいろいろな型の飛行機があります。そういう飛行機というのは、不測の注意を払つてないと、まかり間違つて落ちちゃうわけですよ。故障した場合に、トラップやタクシードライバーは、とまることはあつても落ちるというところはめつたないですよ、空飛んでないわけですから。だから、その点を考えると、それはタクシードライバーの場合とは違つて、根本的に、空を飛んでいられる、引力に逆らつていられるわけなんです。それは非常に危険なわけなんです。

それだけに操縦に携わる人間、機関士のような機械をいじる人間、我々素人には細々としたことばかりにいいけれども、そういう人間は必要最小限度、今三名というのはいふまでも過ぎない、こういうふうには思つていられるんです。スチュワーデスとかパーサーとか、ああいう人たちの数に比べると決して多過ぎないと思う。あの人たちは全く操縦に関係のないサービスですからね。そういう点を考えてみると、専門家でなくとも総務庁長官という立場でもつととき飛行機を御利用になるだろうと思うので、その見解を伺いたいと思つてます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今日には航空大量輸送時代でございますから、どんなに技術が発達しても、安全の問題については幾ら配つても気の配り過ぎということはないと、私はこう考えるわけでございます。

ただ、瀬谷さんがお乗りになつたジャンボ機は今度の改正で三人乗りを二人にするとは私は理解していません。そうではなくて、構造上二人でいいという設計の新しい飛行機が出てきたときには、それにあつて三人乗る必要はないではないか。二人乗りの設計ででき上がった安全と認め

るべき飛行機は、もう既に今日、毎日使われている定期便にはほとんどもう姿を消してしまっていない、それぐらい日進月歩であるということでございます。

私は、先般の先生のいらっしゃる参議院の運輸委員会であつたかちよつと忘れましたけれども、極端過ぎたかもしれないが、タクシンの例を出しまして、予備がいなければ危いというのでは、タクシードライバーを二人乗せなければ危い。そのうしたら、何をいまえ、タクシードライバーとおしかりを受けました。しかしタクシードライバーを握ったまま運転手の頭がどうかなることある。その場合に、がけから落ちたりぶつかったり、あるいは即死した例もあるのでございます。

タクシードライバーが極端な例ならばYS11、これは六十四人乗りでございますか、これには二人。そうすると大体二人はどの程度までか、どの点で線を引くかということになってくる。

その場合に、メーカーがコンピューターを取り入れ、これはこうなつてかくかくしかじかであるから二人ならば十分でございますと言つた場合に、いや、それでも三人乗せなきゃならぬかという、そこらあたりの判断かと思うのでございします。

が、私どもは技術陣営等から十分それらの問題について聞き、ただメーカーが言つたからということとではなくて、さらに我が方が言つたからということとではなくて、十分に技術的立場からも検討した結果二人でよろうと、こういう結論に達したというふうに御理解をいただければ幸いです。

○瀬谷英行君 今度総務庁長官に聞きます。つまり、なまはんかに専門的な知識があると間に合つちゃうんですよ。戦闘機なんか一人じやないか、タクシードライバー一人じやないか、飛行機がなんで一人でないんだと、こういう理屈になるんですよ。そういう理屈じゃ安全性というものは確保できないんですよ。

第一、ジャンボ機が五百人も人を乗つけて空を飛ぶというところ自体が大変なものです。我々の頭じゃなかなか判断ができない。なるべく大勢乗つけようとするから、大勢乗つけようとするれば目方

を軽くするしかない。目方を軽くするからブリキのような飛行機が大勢のお客を乗つけて空を飛ぶという格好になつちゃうわけですよ。常にジャンボ機なんというものは危険と紙一重だ、私はそう思うんですよ。ジャンボ機でなくたって、今定期航空でもって東京大阪間あるいは九州、北海道、沖縄の間を飛んでいるいろいろな型の飛行機があります。そういう飛行機というのは、不測の注意を払つてないと、まかり間違つて落ちちゃうわけですよ。故障した場合に、トラップやタクシードライバーは、とまることはあつても落ちるというところはめつたないですよ、空飛んでないわけですから。だから、その点を考えると、それはタクシードライバーの場合とは違つて、根本的に、空を飛んでいられる、引力に逆らつていられるわけなんです。それは非常に危険なわけなんです。

それだけに操縦に携わる人間、機関士のような機械をいじる人間、我々素人には細々としたことばかりにいいけれども、そういう人間は必要最小限度、今三名というのはいふまでも過ぎない、こういうふうには思つていられるんです。スチュワーデスとかパーサーとか、ああいう人たちの数に比べると決して多過ぎないと思う。あの人たちは全く操縦に関係のないサービスですからね。そういう点を考えてみると、専門家でなくとも総務庁長官という立場でもつととき飛行機を御利用になるだろうと思うので、その見解を伺いたいと思つてます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今日には航空大量輸送時代でございますから、どんなに技術が発達しても、安全の問題については幾ら配つても気の配り過ぎということはないと、私はこう考えるわけでございます。

ただ、瀬谷さんがお乗りになつたジャンボ機は今度の改正で三人乗りを二人にするとは私は理解していません。そうではなくて、構造上二人でいいという設計の新しい飛行機が出てきたときには、それにあつて三人乗る必要はないではないか。二人乗りの設計ででき上がった安全と認め

られる飛行機については二人でいいではないか。こういうのが今度の改正であらうと思うんです。

というのは、今の規定が昭和二十七年にできた。その当時は三十五トン以上・四発という外形標準で三人ですか、これのなにが要ると書いてあったんだけれども、そういう飛行機はもうなくなっちゃって、むしろそうではなくて、外形基準は余り意味がないので、新しい技術の発達で二人乗りでいいという飛行機が生産されつつあるという時代になれば、そういう外形基準でなくて構造上二人乗りというものは二人でいいではないか、三人乗りというものは三人乗せるんだと、こういうのが今度の改正ではないのかということであれば、今回のように外形基準による規定は廃止した方がいいのではないかと、それどころも安全は差し支えないんじゃないかと、かように私は考えているわけでございます。

○瀬谷英行君 それでは、私は問題を変えて意見を聞いてみたいんですがね。

この間、77が落ちておりました。そしてその原因は今いろいろと調べております。幾ら調べてみたって、もう落ちてしまったものはどうしようもないわけですよ。死んだ人はもう生き返ってこないわけですよ。そうすると、どこに原因があるか。何といたって、あの飛行機の製造元に原因が一番あるわけですよ。したがって、こういうときには、修理ミスに原因があったか設計ミスだったかはともかくとして、この落ちてしまった飛行機をつくった会社の飛行機は買わない、77は買わない、当分買わない、貿易摩擦もへたつくれもないです、人命の方が大事なんだから。幾らボーイング社が、こういうふうにします、ああいうふうにしますと言ったって、これはやはり当分は買いませんというふうにする方が私は筋だろと思うんですよ。注文をつけて、もつとしっかり修理しろということをやったって、これはもう後の祭りなんです。だから、二人乗りの飛行機を日本に持ってくるというふうなところがあるならば、それは買いません。

と。規定を変えるよりも、そんなもの買わないと。なるべく我々は安全に飛んでもらいたいというように思うんです。その方が政策としては先決じゃないかと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(山下徳夫君) 先般の日航機のある大惨事が、77の設計上の大きなミスによつてあつた事故が起きたということ、いわゆる設計の欠陥であつたということであるならば、私は当然これは買うべきではないと思います。現在、事故調査委員会を中心として真相の究明が行われておる段階でございます。まだ原因が定かでない限り、私もいろいろこういうことかなというところは、私もまあおおよそのことはわかつておりますけれども、最終的に事故調査委員会の結論を待つて、事実、今御指摘のように、77に重大な設計上のミスがあつた、欠陥があつたということがあれば御指摘のとおりだと思います。

○瀬谷英行君 ボーイング社の飛行機についてはおきやうをすえるという意味で、設計ミスが修理ミスかはわからないで、設計ミスの可能性であるわけですよ。あの飛行機はほかの理由でこつたんじやないんです。大韓航空のように進入禁止区域へ入つていってこつたことされたというなら話は別です。そうじゃないんです。少なくとも操縦者は一生懸命におつことさないようによつて力したには違ひないんですよ。それが結果的にはおつこつたやつたわけですよ。だからボーイング社に責任があると思う。責任がある会社の飛行機は当分買わないということをやつた方が、事故後の当事者の態度としては正しいと、私はこういうふうにも思ふんです。だから、今後の問題として、二人乗りの売り込みを考へてゐる会社、それから77を受け込むとしてゐる会社、こういうところには御遠慮願うという方が安全対策上は筋だろというふうにも思ひます。ぜひそのことは強調しておきたいと思ひます。

バスが転落した、二階建てバスが中央道路でひっくり返つたとかいふ事故がありました。多くの犠牲者が出ています。そのほかに大型トラックによる事故というのは枚挙にいとまがないくらいたくさん発生しております。その原因をいろいろと調べてみると、過労運転の問題あるいは過積み運転の問題、こういう問題が大きな比重を占めてゐるわけですね。したがって、そういう問題を解決しないと、陸上を走るトラックでもバスでも安全を確保することはできないというふうにも思ふんです。ですから、今までの運輸省の方針だと、安全確保についてどうも手ぬるいという点があるんじゃないか。例えば法律でもって明確に規定して、罰則もそれ相應に強化されていくという必要があるんじゃないか。それがどうも省令によつてお茶を濁されてゐるというふうなことがある。したがって、違反をしても大して大きな罪にならないという点があつたのではないかと、それらの点を考えるならば、規制緩和ということよりも、むしろそういう過労運転を行わせないような、あるいは過積載の運行を行わせないような、そういう方式をきちんと法律でもって明文化することの方が必要じゃないかと思うんですが、その点どう思ひますか。

○國務大臣(山下徳夫君) 私が運輸大臣になりました一年を経過いたしました。その間も自動車による幾つかの事故が起きました。その都度、皆様方のおしかりに對して、国会におきまして、二度と起きないように私どもいたしますということ自体にむなしさを感じたことがないでもございませう。そういうことで、常に私は部下を警勵して、今日まで事故の絶滅に徹力を注いできたつもりでございます。またそれぞれの事故につきましても適切な処分もいたしてきたくところでございします。

また、御指摘の点につきましては、今後またさらに一段と目を光らせていかなきゃならぬと思ひますが、これらの取り締まり等につきましては、関係省庁、例えば過積載等につきましては警察の協力も必要かと思ひます。今後とも密接なる連絡をとりながら、御指摘の点は厳に對処してまいりたいと思つております。

○瀬谷英行君 総務庁が過労運転防止、過積載防止に関する関係省庁の連絡会議といったようなものを持たれてゐるけれども、これで十分であるというふうには思ふれないものであります。むしろ、こういう連絡会議というものをもう少し有効にするためには、利用者やあるいは関係団体の参加する審議会といったようなもので機能を充実させるという必要があるんじゃないかと思ふのであります。その点は、総務庁長官、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(竹村農君) 私どもの方の交付本部の関係のお話かと思ひますけれども、ちよつとただいまその関係の資料を持ち合せておりませんが、また後刻御返答させていただきます。

○瀬谷英行君 じゃ長官に端的に伺ひますが、法律できちんと決めておく必要があるというふうな指摘されてゐるけれども、現実には通達だとか省令だとかでもって済ませてゐる。ILOの問題も、百五十三号条約といったようなものがあるわけですよ。こういうものも労働省の通達で済ましてゐる。それからいろいろの縦割り系統があつて、建設省あるいは労働省、運輸省、まちまちになつてゐる。だから、そういうものは、まちまちの状態ではなくて、一元的にきちんとしてやる必要があるんじゃないかというところなんです。端的に言うとも、これは政治家として、長官として答へるべきことだと思ふんで、あえて質問する次第です。

○國務大臣(後藤田正晴君) 過積載あるいは過労運転、こういうものの事故につながるわけでございます。ところが、それらの官庁が縦割りになつておりますから、それらは調整をしなければならぬということで、私の方で調整のお役を引き受けておるわけでございます。

瀬谷さんのお話ですが、私は、実際は今そういう

った規定は十分整備をやっているんだらうと思うんですよ。問題は、それを的確に守らせるという努力、これが一番肝心な点ではなからうか。こういう意味合いにおいて、常日ごろから関係省庁とも連絡をとりながら、安全運転、事故の防止というところに精いっぱい努力をしておる、これが実態でございます。

○瀬谷英行君　そこで問題になってきますのは、守らせるといったって、じゃ何が原因で過労運転なり過積載運行が行われてくるかということになると、それは過当競争によるコストダウンなんですよ。つまり、なるべく安く上げるために過当競争が行われる。例えば行革審答申の規制緩和の方策についての考え方の中に、運賃について「一層の多様化、弾力化を図る」といったようなことが書いてあるわけでしょう。つまり「多様化、弾力化を図る」ということは、競争しない、競争して安く上げるようにしないということになるわけですよ。平たく言えばそういうことになる。そのためにもいろいろな過当競争が行われる。省令違反も何もないということになってしまうわけですよ。問題はそこにあるわけなんです。

そこで、きのうの問題になりましたが、運輸委員会でも取り上げられた問題として、国鉄再建監理委員会の答申の中で貨物鉄道会社の問題が取り上げられています。貨物鉄道会社というのは、結局、監理委員会の答申の中でも意見がなかなかまとまらなかったんですよ。御存じのとおり、監理委員会の答申の中に貨物の問題については答えが出なかったんですよ。十一月までに運輸省と国鉄で相談しようという事になりました。十一月までに答えを出さなければならぬということを出てきた答えがこれまた漠然としているんですよ。どういうふうな漠然としているかという点、貨物鉄道会社は、今までのレールの上を走るということだけで会社をつくってそれで黒字を上げる、目標だけ与えられているんですよ。それ以外のことは何やってもいいということになってないんですよ。そうすると

トラックも国鉄にとっては競争相手だった、トラックとの競争によってだんだんだんだん追い詰められてシェアが低下してきた。そして今日のようになり国鉄の赤字の大きな部分を占めるようになってしまったわけですよ。その国鉄の赤字の一番大きなものになっていると言っているけれども、この貨物輸送を、今までと同じようにレールの上だけで走らせて黒字を上げないと言っているのは非常に無理なんですよ。

貨物輸送というのは、結局、集めるところが通運会社、真ん中が鉄道、また向こうへ行つて配るところが通運会社、こういうことになっていて、一貫した運賃がどちらが安いかで選んで荷主の方は選ぶわけですよ。安い方を選ぶということになると、トラックの方に選んでしまふ。それを今度は真ん中のレールの上だけで稼げようなんですよ。真ん中だけでやっていけるものじゃないんですよ。両端があつてようやくこれは仕事になるわけですよ。真ん中だけで食っているのはウナギのかば焼きぐらいのもので、これは両端がなきゃ貨物輸送の場合にはそうはいかないんですよ。特に往復もって稼げようという、貨物なんというのは片道に決まっているんですよ。往復もって稼げようという、その往復の貨物列車に合うように荷物が集まらなきゃ、これはできっこないですよ。こういう問題がきのう貨物鉄道会社の問題として取り上げられました。だから、この貨物鉄道会社が稼ぐためには結局トラックと競争しなきゃいけない。トラックと競争するということになると、またお互いに過当競争をやつてコストダウンを図らなきゃならぬということになるわけですよ。これで鉄道会社自体がやっていけるかどうかは甚だ問題があります。

多くの新聞の社説が貨物鉄道会社については疑問を示しております。監理委員会がやっているんだというふうな言っているだけなんです。だから、この問題を考えみると、貨物鉄道会社ということ一つを取り上げてみても、監理委員会の答申というのは随分無理があるというふうな考えな

きやならぬと思うんですが、運輸大臣にはきのういろいろお聞きしましたが、総務庁長官、この鉄道貨物会社の問題について多くの新聞の社説でもたくさん指摘があります。疑問が示されておりますが、どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　確かにこの貨物鉄道会社の将来の採算性、いろいろ厄介な問題があるというところは、私もそれなり理解はしております。そこでその点、御質問のように監理委員会七月の答申の中には詰め切っておらなかった。そこでその後、国鉄当局と監理委員会との問題の詰めを行って、そして先般の新聞に出ていたような案が出た、これが今日の段階でございます。したがって、これを運輸省を中心に政府としては今後法案の取りまとめの段階において十分詰めた上で、その上での改正についての国会への御提案と、こういうことにならうかと考えるわけでございます。

○瀬谷英行君　きのう運輸委員会での私の質問で、地域に密着した地域サービスを行いますという国鉄の車内広告があつたんで、そのことをきのうちょっと取り上げました。車内広告の問題、地域に密着してサービスしますというから、それじゃ貨物鉄道会社の場合に、貨物駅のない駅なんというのはいくらでもできないかと思つて念を押して聞こうと思つたら、いや、まだ決まっていないうふうな逃げられました。いろいろ聞いたところによると、どこどこどこは貨物駅がないというんですよ。ない駅がどこかというんですよ。貨物駅がないと、お客は無人駅でも勝手にドアをあけりゃ乗れますが、貨物は無人駅じゃ一人で乗つていけないんですよ。どうしても駅があつて、人があつて、設備がなければ貨物を運べないんですよ。貨物駅がない駅なんというのができたなら、幾ら地域に密着したサービスといつたって、足がないんですよ。幽霊会社になっちゃう。幽霊会社でもって、足がないけれどもサービスはいたします、あしからずと言つたって、これはだめなんですよ。こういうイカサマな答申を監理委員会とい

うのは出しているんですよ。これは内閣の一員として十分に考えてもらいたいと思つております。貨物会社一つ取り上げたって随分インパクトですよ。どの社説だって、大丈夫だ、やっていけますというところは一つもないです。監理委員会だけで、勝手なことを言っているのは。

しかも貨物鉄道会社は全国一社だということですよ。旅客会社は六つあるんですよ。六つの旅客会社を貨物列車が渡り歩かなければいけない。今までは国鉄では収入は旅客と貨物に分かれていました。これは夫婦みたいなもので、旅客が夫だたら貨物は妻みたいなもので、妻の方が収入が上がる、収入が上がるからどうしたらいいか。離婚して別居しろというんですよ。別居したら、さっき地代家賃統制令の話が出ておりましたけれども、別居した細君の方の貨物の方は地代家賃を払わなければいけないのです。今度は六つの会社に。だんなが六人でさくらんどうですよ。普通はだんなから銭をもらうだけなんです。この場合はそうじゃないんですよ。だんなの方に地代家賃を払わなければいけない。それじゃ今までだって赤字だったのが、これで一挙に黒字になるなんというところはどうか考えたってできないでしょう。木に竹を接ぐという話があるけれども、これはコンクリートに竹をつなぐようなもので、できっこないんですよ。これをできるものとして提案している。ここに問題があると思つて。今のようない監理委員会、世間をごまかして車内広告まで国鉄に出さしている。何が地域に密着したサービスですか。密着もへったくれもないんですよ。中身が何もないんだから。こういうごまかしを私は許せないと思つてます。こういうことは貨物会社を例の一つ取り上げてみても私は指摘できると思つて。

それが今度トラックと価格の面で競争するということになったらどういうことになりますか。これは幾ら規制しようと思つたってなかなか難しいことになるとは思つてます。ますます過労運転とか、あるいは過積載運転ということが一緒にな

○政府委員（武石章君） お答え申し上げます。

をしておるところでございます。

ておるわけでございます。

度、五十九年には千三百件というようにそれなり

んでおるところでございます。

届けばいいのですからね。途中何で運ぼうと、飛

しなきゃいけません。

して多くの批判があるんですよ。

その中に国鉄職員が二人逮捕者の中にあつた、こ

かし問題は、けしからぬと言っているだけじゃ済

らぬ。そういう危険を防止するために、じゃ線路

険だ、多くの問題をはらんでおるということがあ

であるでしょう。反対は我々だけじゃないんです

だけは、貨物の問題を取り上げても指摘できるん

ります。

わけにはまいらないのです。ただ、その改革案そ

ら、御質問を幾つかしたいと思います。

わけであります。

まず、消費生活用製品安全法に基づくいわゆる特定製品というのにはどういふものが該当し、指定されておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 現在、消費生活用製品安全法におきましては、消費生活用製品の中で、構造、材質、使用状況等から見まして、一般消費者の生命、身体に對しまして特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品として政令で定めているわけでございますけれども、現在特定製品としては「家庭用の圧力なべ及び圧力鍋、乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット、炭酸飲料びん詰、炭酸飲料を充てんするためのガラスびん、乳幼児用ベッド、ローラースケート、登山用ロープ」以上八品目を特定製品として政令で定めております。

○福岡知之君 今の御説明の中には金属バットは入っていませんね。

○政府委員(松尾邦彦君) 従来、特定製品に金属バットは指定されておりましたけれども、五十八年の一月に指定の解除をいたしております。

○福岡知之君 金属バットが折れる事故が続いたという記憶を皆さんも含めて持っているわけでございますけれども、あのときの事故の実態あるいは事故の発生原因というものをどういふように把握されておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットにつきましては、御指摘のように本年七月、特定の銘柄の金属製バットにつきまして折損事故が起つたわけでございますけれども、折損事故は金属製バットの中で球が当たるときに、バットの握りの部分と球が当たる部分との中間部分で折損が生じてまいったわけでございます。このため、私もいたしましたしましては、早速金属製バット基礎調査検討委員会を設置いたしまして、事故原因について検討いたしました結果、現在、折損事故の原因は次の三つの要因が複合したものと考えられる旨の結論を得ております。

その一つは、バットの握り部分と球が当たる部分との中間部分でございますテーパー部と呼ばれる

る部分の強度が弱かったということ。それから第二には、腐食が生じておつたこと。第三には、バットの伸び率が、材料としての伸び率が低下していた。以上三つの結論を得た次第でございます。

○福岡知之君 今の事故原因は、御説明の三つだとして、その後どういふ対応をされましたか。

○政府委員(松尾邦彦君) ただいまのような事故原因に關します検査結果を踏まえまして、本年十月に、当該事故を生じた製品を製造しておりましたメーカーを含め、金属製バット全メーカーに對しまして、一つには先ほど申し上げましたテーパー部を中心とする強度設計の見直し、さらには製造工程の再チェック、また伸び率の基準を、私どもとして安全のために基準を設けておりますけれども、その基準の厳守の三点を指導するように手配をいたしましたわけでございます。

当面そのような指導をいたしましたのが、なお製品安全協会におきましては、このような事故原因の解明とそれへの当面の対応と並行いたしました。金属製バットの安全基準の見直しのための基礎的な調査検討を行っているわけでございまして、今後その結果を踏まえまして、安全基準そのものの見直しを含めまして対応策の検討を今急いでいるところでございます。

○福岡知之君 この金属バットが貿易摩擦関連で、アメリカ側からも一時とやかく言われたと思ふんですが、先ほどの事故あるいはまたそれに対する対応等、アメリカとの関係で問題がないかどうかということ、それから特定製品全般について最近の事故の発生状況というのをどうつかんでおられますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットにつきまして特定製品から外すことにいたしましたのは、今海外からの要請によるものではないかということでございますが、確かに昭和五十六年秋ごろから、日米間の基準、認証制度をめぐる問題の象徴的品目として、金属バットが取り上げられましたことは事実でございます。しかし特定製品の解除を行いましたのは、あくまで金属製バットの安全

性について私ども調べましたところ、昭和五十三年度以降、事故件数が見られなかったというようなことから、過去の実情にかんがみまして特定製品からの指定の解除を行った次第でございます。

なお、一般的に事故の状況についてもお尋ねがあったかと存じます。特定製品八品目にわたります事故件数は年間平均二、三十件でございますけれども、この中には誤って使用したような場合も含まれておりまして、製品の欠陥によると認められます事故件数は、ただいま申し上げた平均二、三十件の中で三分の一程度であると考へております。

○福岡知之君 その事故の発生件数はともかくとして、問題は今回政府認証制度から自己認証に切りかえるわけですが、その場合に今までの以上に事故率が高くなるのは困るわけであります。また消費者である、ユーザーである国民の側に不安心感を與へるようなことがあつてはならない。そういうふうな思ふんで、果たして安全性の確保について万全の対応ができるのかどうか、さらにまた今回の自己認証導入に際して、消費者側の意見を十分に私は聞くべきかと思ふが、そういう措置はとられたのかどうか、その二点をお答え願いたい。

○國務大臣(村田敬次郎君) 自己認証制度への移行というところで踏み切つたわけでございますが、今福岡委員御指摘のように、消費生活用製品に対する自己認証制度の導入ということについては、消費者保護上遺漏ないということが大事であります。次のような配慮をしたわけでございます。

それは第一に、事業者に対して一定事項の届け出義務、基準適合義務等を課するとともに、改善命令、回収命令、罰則等によつてこうした義務の履行を担保することといたすこと。

第二に、製品が満たすべき安全基準について、今後とも安全性の確保に遺漏なきやう国がこれを定めることとしたこと。

第三に、自己認証品目の具体的な選定に關しましては、当該品目にかかる技術水準等を十分勘案

いたしました上で審議院に諮り、これを決定することとしておるわけでございます。

こうした審議院に諮る、あるいはいろいろの事務担当者消費者の立場をよく聞いてどういふことを決める。こういうことは当然のことでございます。当省としてはそういうことに十分の配慮をしたつもりでございますが、今後とも国民そして消費者の安全が十分に確保されるように努力してまいり所存でございます。

○福岡知之君 今の御趣旨は結構ですが、先回の内閣委員会でしたか、六日の日に私もこの点を取り上げまして、乳幼児用ベッドを中心に議論させていただいたのだけれども、先ほどの金属バットその他今後新しい製品がどんどん開発もされますので、十分その点の配慮をひとつ要請しておきたい、そういうふうに思ひます。

ところで、特定製品のうちで自己認証制度を適用するのはどの品目になりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) お尋ねの、現行の特定製品のうちでどの品物を、自己認証制適用を受ける第二種特定製品として指定するかにつきましては、今後法律の規定に基づきまして製品安全及び家庭用品品質表示審議院に諮りました上で決定していくことになっております。

その決定に際しましての具体的な判断基準をいたしましては次のような三つの基準を考へております。一つは当該製品につきまして安全性確保を図るために必要な製造技術の水準あるいはその技術の普及の度合い、第二には当該製品につきまして安全性を確保するために必要な検査技術の水準またその普及の度合い、さらには当該製品にかかります事故の発生状況の推移あるいはその現状、このような三つの観点を主眼といたしましてこれらのを総合的に勘案して、自己認証制を導入し得る品物はどれかということ審議院で御審議いただくこととしたわけでございます。

○福岡知之君 ガス用品の制度に自己認証制を導入するといふ考えのようすけれども、それは必要でございますか。

○政府委員(達坂国一君) お答え申し上げます。

現行のガス事業法におきましてガス用品の取り締まり制度は昭和四十五年から発足しておりますが、現在検定または登録型式という政府認証をやっております。この政府認証の制度で現在やっておりますが、今後新素材の開発など技術進歩が非常に急速でございますので、こういうものが出てきますと、製造事業者の品質管理能力でありますとか、検査能力でありますとか、そういうことを検討いたしまして、さらに検定の不合格率が下がっていくというようなものが出てくることも今後予想されるという状況でございますので、この新しい導入の制度をしまして、安全確保はもちろん前提でございます。安全確保の水準が下がらないものに限ってそういう制度を導入していく、こういう考えでございます。

○福岡知事 安全確保の水準が下がらないという、それは考え方としてはそうですが、現実にはこの冬を控えてガスヒーター等新しい製品が出ていまして、若干問題を起しかねないという懸念もあるやに聞いておりますが、新製品がほとんど出てまいりますので非常にこの点が難しいとは思っております。私はそういう自己認証制度を否定する立場ではなくて肯定的に考えていく上でも、日本人というのはそういう製品に対する安全性というものに国の方の施策を頼りにしているという、そういう伝統的な心情を持っているわけですね。そういう点で行政の介入の度合いはどうあるべきかということを一考しながらも、特に危険性を伴う製品の場合は中間的なタッチを必要とするのじゃないか。これは貿易の上においてもこれから重要な問題になってくると思うのです。第二種のガス用品に移行する品目というのは何を考えておられますか。また今後追加するという御意思が御座いますか。

○政府委員(達坂国一君) この第二種ガス用品に対する移行の手續につきましては、法的手続がございます。ガス事業法で決められた公聴会などを經由いたします。今後それを移行するかにつ

きましては慎重に検討することにしておりまして、現在のところまだそれをといて申し上げられる段階にはございません。なお、その場合に何を配慮するかということでございますれば、先ほどちょっと触れましたように、ガス用品のうち新素材の開発などで技術進歩の進展あるいは製造者の能力、品質管理能力、検査能力あるいはガスのこれまで検定の不合格率の推移など総合的に判断されることになると思います。

○福岡知事 これで余り時間をとりたくないのですが、要するに先ほどの特定製品の自己認証制度導入品目の指定にしても、これからの検討、あるいはまた、ただいまの第二種ガス用品の移行品目も今後の検討ということのようであり、法案が決まりましたら慎重に審議会その他経過を経て決められると思うのでございます。そういう時点でまた改めて商工委員会等でも議論をしたい、こういうふうに思います。

次に、最近アメリカとの貿易摩擦がかましているわけでございまして、先般日米の皮革交渉が物別れに終わりました。また、それに続いて今度は半導体の通商問題がデッドロックに乗り上げた感があります。この点に關しまして幾つかお聞きをしたい。

半導体は文字どおり産業の米と言われている時代でございます。多くの製品の基礎素材、資材として活用されていることは御案内のとおりであります。この半導体産業はいわゆる先端産業の中でも特にリーディング産業としての位置づけがなされているわけでございまして、特にアメリカにおきましては電子競争時代を迎えているという昨今の情勢の中で、半導体技術というのは軍事技術の中核的な技術になっておるわけでありまして、とすれば、アメリカとしては国家安全保障上のかかわりにおいて、この半導体産業というものをとらえている、こういうふうには私に思うのであります。今後ともそういう半導体産業、したがって技術の革新が進み、一層の発展をしていくだろうと思いますが、同時に、それは日米間のみならず、

広く国際的な観点で競争が激化していく、企業間における競争、国と国との間における全体としての競争、そういうものがふえていくと思うわけでありまして、そのことがまた逆に半導体技術その他の進歩につながっていくと思うのでございます。現在の半導体というものが置かれている国際的な一つの位置づけというものについてどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 福岡委員はこの問題は御専門家でいらっしゃるわけでございしますが、まさにエレクトロニクスあるいは半導体といったような分野はアメリカが最も得意とする分野であり、そしてまた日本も非常に勢いで発展をした分野でございます。実は、この六月に、いわゆる米國通商法三百一条に基づく対日市場アクセス改善、ダンピング輸出の防止などを求めて、米國半導体工業会、いわゆるSIAからUSTRに提訴が行われた。その後ずっと交渉が続けられておったわけでございまして、ところが、御承知のように、今月の六日米國のボルドリッジ商務長官みずから、日本製半導体二五六KDRAM等の輸出に關して反ダンピング調査の自主的開始を決定したわけでございまして、これは日米半導体協議の場におきまして、委員も御指摘のように、価格問題も含めての包括的な解決を図るということで、我が國が行ってきた努力が非常に難しくなるといふことで実は遺憾の意を米側に表明したところでございまして、私の名代で行っております若杉審議官等のスタッフが帰ってまいりましたので、一日、実は通産省で大会議を開きましてこの問題についてのいろいろな検討をしたところでござい

ますが、提訴が行われたのはUSTRである、そして実際の自主的調査を開始したのは米國の商務長官であるということ、実はやや対応に苦慮しておりますが、これは福岡委員御指摘のように、日米で一番注目を集めておる分野でもあり、二十世紀はエレクトロニクスの時代だと言われるくらい重要な問題でございますので、そういった状況を踏まえて慎重に対応してまいり、こういう基

本的な姿勢であります。

○福岡知事 今の村田大臣の答弁の中にも触れておられましたけれども、USTRと商務省のいさか権限争いの様相を感じるわけですが、そういう事実認識を持っておられますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 実はUSTRのヤイター通商代表とはたびたびお会いしております。この問題についてもたびたび協議しております。それからボルドリッジ商務長官とも直接七月に相当時間をかけて全般的ないろいろな話をしたわけでございしますが、私の認識では、ボルドリッジ商務長官という方は非常に実務的な能吏のタイプの方であり、そしてヤイター通商代表は大変なスポーツマンでございます。明るい性格で、事に対応する速度の速さに速い方でございます。そういった意味で、どうしてこの両者の間で違いの決定が起ったのか、実は対応に苦慮しておりますが、原則としては、どこまでも日米友好関係というものを主として、冷静に、事務的にこれを進めていくという考え方で書いていくつもりでございます。

○福岡知事 もともと日本の半導体に対する向こう側のダンピングだという認識については、我が方としてはどういふふうに考えていますか。

○政府委員(杉山弘君) お答えいたします。半導体問題につきましては、既に六四KDRAMにつきまして、先生御存じのとおり、ダンピングの提訴が米國の企業からございまして、これについては先般商務省のダンピングマーチンについての仮決定が出たところでございまして、半導体産業は、これまで非常に需要が順調に伸びてまいりました過程で、一昨年の後半以来需要が不振になってきておりまして、有望なだけに各企業の参入も多く競争が激しかった分野が、特に需要の急激な停滞という事態によりましてますます競争が激しくなってきたというところは事実でございます。

ダンピングの事実の有無の問題につきまして、この判定は残念ながら米國商務省当局にある

わけでございますが、私どもとしてはそういうものが無いものというふうに考えてはおりますが、この点につきましては最終認定は向こう側にあるということでございますし、私どもも、仮にもしダンピングが行われているというようなことでございまして、それに対しては擁護をする立場にはございませぬが、現在までのところ、そういうことが行われていないものというふうに期待を込めて考えているわけでございます。

○福岡知之君 ヤイター代表等と二国間の協議と
いうことで努力してきたということはよくわかりまう、それが今度三百一条の発動ということで大変厳しい環境というものが予想されるわけでして、もともとそういう場合には、向こうの国内法でも署名した関係国と事前に協議する、そういう取り決めがあると思うんですが、協議がなされたのかどうか、あるいはまた政府はこのような決定に際してどういう働きかけをされたか、その二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) お答えいたします。

今回の二五六KDRAMにつきましてはダンピングのセルフィニエーションに關しまして、先生おっしゃいますように、米国内法上、加盟国に対して事前の協議をするということが規定されておりますが、私どもといたしましては、米政府からこういった正式の協議を受けていないと考えておりまして、この問題につきましては私どもの考え方を発表しました際にその点について触れております。

ただ、米側といたしましては、三百一条の協議の場合でそういう問題についても触れておいた、それが事前協議である、こういうような説明もしているようにございますが、私どもといたしましては、それについては納得してない、こういう状況でございます。

○福岡知之君 納得してないという気持ちはわかりましたけれども、もう一つの私の質問の、そのような動きに対してどういうふうに我が方は働きかけを行ったかということについてお聞きしたい。

○政府委員(杉山弘君) ただいまお答えいたしましたような私どもの認識を、外交ルートを通じて先方に伝えるべく現在手続中でございます。

○福岡知之君 杉山さん、二五六KダイナミックRAMのほかに対象品目には一メガビットも入っているんですか、あるいはその他半製品も入っているんですか。

○政府委員(杉山弘君) 今回の決定には二五六K以上のダイナミックRAMということになっておりますので、一メガも形式的には入っているというふうに考えておりますし、完成品だけではなくて半製品等も含まれております。

○福岡知之君 私は先般の予算委員会での問題も若干触れてみたんですが、結局、前は十六ビットですね、それから六四、二五六、それから一メガ、さらに新しい一つの世代としては四メガが今我が方でも開発が進んでいるわけです。こういうものの経緯をずっと見てみますと、当初はアメリカが優位であったんですが、品質においてもコストにおいても、だんだんそれがだんだん優位性を失ってきているわけですね。そういうところにアメリカ側の焦りが私はあると思うんですが、したがって、アメリカ側が今個別品目に対する協議といたうことを盛んに持ちかけてきているということとは一体どうしたことなのかというふうに、いささか困惑を感じないわけにもまいりませんが、政府当局として、これはお聞きをしてもやばなことではないんですが、包括的、全体としての貿易の収支バランスというものを考えようということであるのがオースドックスだと思ふんですけれども、余り個別にこういうことをやっていると、日米間がぎくしゃくしてしまつて長い目でプラスじゃない。もちろん我が方におきまして、貿易黒字の圧縮ということについては諸般の角度から検討しなかならぬし、また努力もして輸入をやや減らしますが、しかしこういう先端技術商品の分野で技術開発が並行して進んでいるという今の世の中

で、簡単にアメリカ側の言い分を認めるわけにはいかない。そういうふうになると我が国の方は大変なことになってしまう、こういうふうに申し上げておきたいと思ふんです。

それからもう一点は、先ほどの話でございますが、ダンピングでないというふうに私も信じたいが、かなり過当競争で過剰設備を齎して抱え込んだ、そういう業界の体質というの、これは見逃すことはできません。だから、いたずらにアメリカ側が日本側を非難するということだけではなく、まさにそういう過剰な競争体質というもののから派生する国民的な不利益、こういうものは当然国内でも公正取引委員会等が存在するわけですから、適切な対応をすることが必要だ。それは方法についてはいろいろございましょう。その強硬な方法をとらなくてもいいと思ふんですけれども、そういうことがなければアメリカ側に言われつ放しで少しもこちらの方の筋の通らない、姿勢が定まらない、こういうことに陥る危険があります。そういう点をひとつ十分留意してこれからやっていたかと思ふわけであります。

結局、そういう個別協議など、品目の協議などというものがかなり出てきていますが、全体としてこれから日米間の貿易問題に対する我が方の戦略というものを、我々の視野をどういうふうにしていくのかということ、議論としては、内需の拡大をすべきだ、国内の消費をもっとふやすべきだというふうなこともいろいろ言っていますが、全体としての通商戦略ということについて伺っておきたいと思ふんです。

○国務大臣(村田敬次郎君) 大変根本的な重要な問題だと思ふます。

そのお答えに入る前にちょっと半導体の問題に触れておきますが、この決定は、九月二十三日に発表されたレーガン大統領の新貿易政策によって創設された不正貿易慣行に関する特別対策委員会、これはストライクフォースといつてポルドリッヂ商務長官が座長であります、この委員会による初のアクションでございますが、決定の根拠

としては、二五六KDRAMについて米国内産業のこうむる被害が九億ドルに達するという予想。それから半導体産業における一九八五年の失業が過去最高である。それから一九八四年の平均価格の十八ドルないし二十ドルから二ドル以下に価格が下落してしまつた。また一九八五年には日本製の二五六KDRAMが米国内市場の七六%を占有した。その他インテル社、AMD社、モトローラ社などが現実の損害または将来の損害の予想のためにこの市場を放棄することを強いられておるといふようなことが理由になっておるんでございまして、今申し上げましたように、この半導体の問題、それから福岡委員が先ほど御指摘になりました皮革・革靴製品の問題等が今日米貿易摩擦の一つの焦点になっておりますが、これは自由主義貿易体制でありましていろいろなものについて貿易摩擦は及ぶわけでございまして、日米の基本的な関係において日本は主張することはしっかり主張する、それと同時に日米の友好関係はしっかり維持していく、したがって事務的に冷静に対応するという態度を常に失わない、こういう基本的な戦略でありまして、若杉審議官以下の一行も非常に厳しい交渉を二週間にもわたって強いられたわけでございまして、終始笑顔をもって本当に忍耐を尽くしたということを確認しております、非常によくやってくれた、こう思っております。

したがって、今後の日米貿易摩擦につきましましては、今申し上げましたような態度で、しかも全般が根本的な問題にさかたはうまくいくように、これは総理とレーガン大統領との相談も内需の拡大、あるいはマクロ経済問題等を基本にしてやっておるわけでございまして、今福岡委員の御指摘になった大人の態度でお互いの折衝をしておる、これが総理と大統領との間の基本的な考え方であり、態勢だと思ふます。我々事務局は、もちろんこの関係をしっかりと体して進んでおる、こういう態勢だと思ふます。

○福岡知之君 大臣も御都合があるようですか

ら、もう一問、今の総括的な御見解は私も全く賛成でございますし、またレーガンさんの新通商政策も、議会側のかなり強い圧力というものの対して自由貿易を貫いていこう、こういう姿勢から出されたものと理解して、その限りでは基本的には反対する立場にありません。どうぞそういうことで、だが個別には日米間では個別の問題を含めてこれからの交渉というのはいかなる相互の利益のためにどうあるべきかというのをひとつ十分探っていただいて交渉に当たってもらうことを要望しておきたいと思ひます。

時間がありませんので、あとちょっと皮革の問題に入りたと思います。

我が国の皮革業界は従業員が九人以下の事業所が大半を占めていると言われているので、ほとんど中小、したがって零細という企業で成り立っています。技術面での手当てもおこなわれていますし、業界の振興策が具体的に明らかにならなければならないわけでございますけれども、中長期のビジョンを持っておられますか。また零細性の弱点をどういうふうにかバーしていくのか、技術面あるいはデザイン面で高度化対策をどのようにとっていくのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のように皮革産業あるいは革靴産業は大変零細性が高いわけでございます。またいわゆる人工皮革との競争に非常に強くさらされているというような問題もござい

ます。加えて技術面あるいはマーケティング面でも多くの課題を抱えているというところは御指摘のとおりでございます。私どももかねてから基本的には国際競争にたえ得る体質をつくるのが肝要というぐあいに考えております。特にこの分野、皮革分野は公害問題という非常に大きな課題も抱えておりますので、これを含めまして技術開発の面での努力というものが何よりも肝要であろうかというぐあいに考えております。それから革靴につきましては、いろいろと生活様式あるいは生活感覚も変わってまいりますの

で、まさに日本人の気持ち、日本人の足にぴたりするような靴をつくっていく技術を開発していく、またそのためのマーケティングを進めていくというようなことが必要かと考えております。大変苦しい状況下ではございませうけれども、年々そういう分野への補助金等の確保につきましても意を払ってきてもおつりでございますし、今後ともそういう方向をしつかり見据えながら引き続き努力を重ねていく必要があるかと痛感いたしております。

○福岡知事(君) 我が国がこの皮革に関しましてIQすなわち輸入数量制限をとってまいりましたが、これを廃止しまして今後関税割当制度、俗にTQと略してありますが、TQに移行するとすれば、米国のだけじゃなくて、ECなどもこれから交渉をしなければならぬ、EC以外におきましても交渉をしなければならぬと思ふんですが、そういう相手国はどこのか、その際に日米の皮革交渉とは違った意味で新しい我が国としての困難が加えられるのじゃないかと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(黒田真君) ただいま御指摘がございましたように、私どもとしては輸入割当制度、度、IQというものを廃止しようということを計画しておるわけでございますが、同時にそのまま放置するわけにはいきませんが、別途関税上の措置を講じたい、こういう考え方でござい

ます。実は、皮革あるいは革靴についての我が国の関税というものは、日本がガットに加入した段階で実は関税の譲許ということで一定の比率を約束しているという経緯がござい

まして、これらの諸国ともいろいろ話をする必要はもうあるわけでございますが、基本的には今若干法律的な説明をさせていただきますが、アメリカ及びECとの間で話をすると、これが主体であるということ、いわゆる二十八条交渉というものを今ジュネーブにおきまして鋭意アメリカ及びECを相手に進めている、かような状況でございます。

○福岡知事(君) アメリカ通商法三百一条によりますと、大統領が皮革交渉決裂した場合に報復措置をとることが可能となっているようです。報道によれば、報復措置の中に家電製品や時計、おもちゃなど四十一品目について日本だけを対象に關稅引き上げや輸入数量制限を実施するというものを検討しているようですが、果たしてそういう状況にあるのか、あるいはアメリカ政府は報道機関に對しまして意識的にリークすることによって我が国にプレッシャーをかけよう、そういう態度に出ているんじゃないかとも思われるわけですが、アメリカが我が国のIQ制度に反対するのみならず、我が国がTQ制度へと移行することについても反対を示しているのではないかと思ふのであります。端的に言つて、アメリカ側は我が国が皮革について全面的に市場開放せよと迫っているように考えられますが、そういうことでしょうか。IQ制度はガットでも認められた制度であつて、これを主張する我が国の姿勢は正しいのであります。したがって交渉の態度として弱腰であつてはならない、そういうふうにか考えるのが、どうですか。

新聞等によりますと、政府は今のIQ割当制度を今後五年間にわたつて徐々に広げていく方向であると伝えられておりますけれども、どういふこととございませうか。今のIQ枠が目いっぱい利用されてきたことはない、そういうふうにか聞いているんですが、その上に枠を広げるというものは果たしていいものか、なぜ今まで目いっぱい枠は利用されてこなかったのか、その理由はどこにあるのか。

に、第二次関税率を設定しなかりません。それは今のところ六〇%あるいは六千円、その二つの表示の方法があるということですが、アメリカ側に示した政府の態度はどういうことですか。アメリカ側もまたそれにどう対応しようとしたんですか。さらに第二次関税率を引き上げるに当たつて要求されることとの代償措置、これについてもアメリカ側は不満があるようですが、この六〇%あるいは六千円という数字の根拠というものはどこにあるんですか。

以上、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(浜岡平一君) 私どもの基本的な考え方は、タリフクォータ制度は、先ほど通商政策局長が御説明申し上げましたガット二十八条交渉の手続を適正に踏めばガット上容認される制度になるというぐあいに考えております。しかし米側はこのガット二十八条のルールとはちよつと別の次元で考えておられるわけでございます。みづから通商法三百一条に照らしまして貿易相手国のさまざまな制度あるいは政策等が公正であるか否か、合理的、差別的である場合に對抗措置をとるという考え方を持っておられるわけでございます。二つの側面が存在しているということかと考えております。

ガットの二十八条の問題につきましては、現在まさに交渉がたけなわという状況でございます。ガットの規定上できるだけ交渉内容を外へオープンにしないというふうな規定もござい

ついでにの合理化を図る法律の一環として御提案さ

○矢原秀男君　今局長の答弁をいただいたわけでございます。

そういうことを基本にしながらかえておりまして、この痛ましい航空事故の後、運輸大臣や総理大臣がとるべき姿勢、こういうものがメーカーに対してなくてはならない。それはなぜかといいますと、きのうも運輸大臣にいろいろとお話をいたしましたけれども、既に五つの勧告を彼らは世界の使用する会社に対して行つた。日本の航空事故、そして運輸省の事故調の基礎資料を参考にしながら、一つ七千二百メートルの洋上飛行中、二番は機内が減圧された、三番目は垂直尾翼の大半がなくなつた、四番目は四つの油圧系統の機能をなくした事実、これを彼らは明確にメーカーの責任として認めたわけでございます。

そういう中で、米国の国家運輸安全委員会が米
国連邦航空局に対して、一つは通常与圧されてい
ない尾翼部に圧力がかかっても破壊に至らないよ
うにジャンボの改修をしてほしい、二番目には四
系統ある油圧システムがすべてだめになることが
ないように設計の変更をしてほしい、三番目には
後部の圧力の隔壁は一部壊れても全体の破壊につ
ながらない設計になっているといわれていたけれ
どもジャンボとボーイング707については隔壁の設

こういう観点から見えておきますと、今回のこの航空法の六十五条の改正は、私が今申し上げたように、七つの運輸の規制緩和の法的な立場で改正されたものでない、輸入関連の部分から入ってきた改正ですから、外部のそういう外圧があったわけなんです。今規制緩和の流れというのは世界じゅうでもう航空法の歴史で当然でございます。しかし日本はこの前そういう大きな教訓を得ているわけです。そういうところへパイロットは二人でもオーケーというような形のもが出てくる。現在の航空法では、世界の百五十五カ国の加盟する国際民間航空機関での標準運輸よりも確かに日本が厳しい。そういうことで米国やヨーロッパの航空機のメーカーたちは、売り込みにとって日本には基準の壁がある、三人乗るんであれば運航のコストが非常に高いから競争にはなれないので売り込めないということで、輸入促進の立場から規制を緩めてほしい、こういうことですら明らかに外圧があったわけでございます。そういうことで、日本では四エンジンの三十五トン以上の航空機についても、操縦者は航空機の完全な取り扱いができる人数と定める弾力的な幅というものの今回の提案があるわけでございます。

運輸大臣、事故を起こしたときに、日本では運輸大臣も、もちろん総理大臣もそうですけれども、みんな關係部局が一生懸命になつて事故対策、その原因究明に当たつた。そのときに、日本の国でこういう事故のある飛行機——該当するのの国では77が日航で今四十機、全日空で十七機、77が日航で三機、全日空で二十一機です。ボーイングのこの該当機種は日航も全日空も一応見合わせる、購入を凍結する、事故の分析が明確になるまで

まず運輸大臣、この關係ですね、そういう意味では航空法六十五条というものは理論的には運輸の規制緩和の部門には入ってない、だから運輸大臣も本意ではないがなと思うんです。外国からの圧力で、政府全体が運輸大臣に、これは輸入の關係でどんどんやらなくちゃ大変だから航空法も一項目入れなさいと、こういうふうなあれがあつて、運輸大臣も泣く泣くこれを入れたんではないかなと思うんです。そういう意味では、筋論がちゃんと間違っている。そういうふうに懸念をするんですが、運輸大臣の見解はいかがでございますか。

ただ、規制緩和と絡ませているというふうにお考えでございますが、実は、例えば B A e にいたしましたも世界じゅうで既に相当使われている。したがって、我が国においても検討しなきゃならぬ時期には来ておりましたし、事務当局において検討は既に始めておったということでございますが、たまたまこの問題について、今後我が国の航空会社から需要があった場合に、これに対して政府としては対応を迫られるわけでございますから、今申し上げたように、研究は研究としていろいろこれに当たってきたということでございませう。飛行機を買うのは政府じゃございません、航空会社でございますから、航空会社は、メーカーがこう言い、構造的にいろいろ検討した結果、これでもいいという結論に立って、これを購入しようという一応の意思決定をして政府に対してそれを申請してくるということでございますから、対応する政府といたしましても、ただ 747 がこうであつたからだめだよということが果たして成り立つかどうかという問題が第一に私はあるかと思ひます。

で、4前中も申し上げましたように、一つは昭和二十七年というあの時代の法律を今日遵守して、さらにその基準に当てはめていくということとが、今の時代で航空会社から新しい機種を買う場合に当てはまるかということを考えなければならぬ。そういう点から私どもこれを推進してきた。特に今そのBAeよりも707についてお話がありました。オーストラリアのアンセツト一社だけが、

どういう理由か聞いておりませんが、三人乗せているということですが、707は我が国においても二十数機既に使っております。外国においてはもうかなりの機数が使われていると思いますが、別にふやあいがあつたわけでもなく、新しいそういう二人乗りの707についてもたくさん使われているわけですが、そういうものから、たまたま点から考慮いたしますと、ただこれが規制緩和だからやるんではございませんで、たまたま時期を同じくしたこの際検討し、さらに検討した結果、よければ規制緩和とあわせてこの際法律の改正に踏み切ろう。こういう趣旨でございますから、ただ何か外国から圧力をかけられているというお考え方はどうかお持ちにならないように。

きのうもフランスの航空運輸大臣が私のところに夜六時過ぎまでおりました。フランスも、やれエアバスだ、他にこういう飛行機もあります、ベリコプターはこういうものが開発されました、どうですかというお話も実は率直に申し上げてありましたが、世界じゅうが次々に新機種の飛行機を開発しては、私どものところにもいろいろ責任ある大臣等がおいでになって御説明が行われておる。そんな時代でございますから、そういう時代において、政府が決めたきやならぬという立場から今回はそういうふうな決めていくんだというふうなどうか御理解をいただきたいと思ひます。

○矢原秀男君 この点、後藤田長官、アクションプログラムの段階で、私が今申し上げているように、輸入関連から、くどいようですけれども、入ってきた関係、これは長官の方から、政府の方から運輸省に対して相当の圧力があつたのではないかと推定するんですけれども、その点いかがでございますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) そういうことは一切ございせん。そうでなくて、航空法のあの規定がいかに外形基準で実情に合わないということ、確かにアクションプログラムの中から出てきたものであることは事実でございますけれども、そういう御意見であるので、同じような規制緩和

ということで行革大綱の中に一緒に合わせて今日御審議を願う、こういうことにしたわけでございます。

○矢原秀男君 運輸大臣、買わないというか、いろんな事故が起きた場合に、その機種に対しての凍結であるとか、そういうことは考えられるわけですよ。飛行機というのは一〇〇%安全であつて初めて当たり前なわけですからね。ですから、墜落事故の後、八月十六日、委員会では大臣と質疑を交わしましたけれども、あのときにも、運輸大臣も運輸省の専門の方々も、あの飛行機が落ちるはずがない、非常に想像を絶するものであるというぐらい一〇〇%以上の信頼性の御発言、御答弁をいただいたわけですね。しかし、落ちてはならないもの、絶対に落ちないものとメーカー側すべてが言っているものが現実には落ちた。そうして後、我々は質疑をしたわけでございますけれども、そういうことで私もこの問題を非常に重視しておりますので、今質問したわけでございます。質問の二番でございますが、航空法の六十五条の改正と安全性の問題について少し質問したいと思ひます。

これは西村局長で結構でございますが、航空法六十五条の改正に関する運輸省航空局の資料を見ますと、改正の理由として概要次のように書いてございます。技術革新によつて航空機関士の乗組みを必要としない機材が出現しており、発動機や航空機の大きさにより一律に規制するのは合理的でないと判断されること等から改正を行うこととした、こういうふうにあるわけでございます。そこで、乗組員の数というのは極めて重要な事項であると思ひますけれども、運輸省においては航空法六十五条の改正と安全性の問題をどのように検討されたのか、これを局長に伺いたいと。

それから二番目には、この資料で言っている航空機関士の乗組みを必要としない機材、具体的にどのメーカー、どの機種なのか、もしわかつておれば教えていただきたい。

○政府委員(西村康雄君) 今回の航空法六十五条の改正におきまして、私も基本的に置きましたのは、これは安全性の変更をしないということでございます。御承知のように、航空法六十五条が機関士の乗組みを必要とするかどうかということ、を基本的判断にしますのは、六十五条第二号の航空機の構造上の判断でございます。これをたまたま外形的に六十五条の一号が四発の三十五トン以上ということ、一律に決めてしまつたということとでございます。これはどう機材が改善されようとも、常にそうでなければならぬという判断を下しているわけ、このこと自身は今後の技術革新との関連で極めて合理性を欠いている。既に六十五条の二号の基準だけで三人乗務をしている航空機が多数あることは御承知のとおりでございます。

したがいまして、今後六十五条一号が仮に整理されました、三人乗りの必要なきときは三人乗せ、二人乗りでいいときは二人乗りにするということ考へ方はいささかも変わらないという意味で、今回の改正は安全性とはいささかもかわりがないということ、このような判断をさしていただいたわけでございます。

それから現在、六十五条の改正に関連しまして、四発の三十五トン以上で、世界で二人乗りをやっております航空機としましては、イギリスのBAe 146型機、それから今アメリカではボーイングの747-400というのが二人乗りをどうかというところで現在検討、設計しているというふうな聞いております。これが具体的にどういうふうになるか、世界がどういうふうな採用の仕方をするか、これはこれから問題でございます。

○矢原秀男君 今局長から伺いましたが、既にボーイングも日本のこういう臨時国会での改正を見越して既に二人乗りの機種製作をやっている。それで、運輸大臣、こういうときに、運輸省にもすばらしい技術の専門家がいらつしやいますから、もちろん日航、全日空、東亜航空だって採用するか今後わかりませんが、運輸省のその

いう優秀な技術の方々が定期的にある程度日本の民間航空が今後採用しようというときに、専門の立場から定期的に視察してみるとか、指導監督の省としてそういうことは今後考えられるのかどうか、その点、運輸大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 実は今回の事故にかんがみまして、技術の陣容は大丈夫かということいろいろ私も検討し、またいろいろ聞いてみましたが、運輸省の技術陣というのは世界に冠たるもので、日本の運輸省の技術はすばらしいという折り紙をつけれられるということで、私もほつといたしてあります。ただ、数の上でいかどうかさらに検討しなければなりません、いづれにいたしましても、優秀であるからこそのおっしゃるように諸外国の先進国等を見る必要は大いにあるかと思ひます。これはおっしゃるのとおりだと思ひます。あとは予算の問題で、後藤田総務庁長官を初め関係の大臣等にもお願いして、予算だけはひとつつけていただきたい。これの必要性は十分私も感じております。

○矢原秀男君 関連して、長官ちよつと。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは航空安全のための優秀な技術者は必要でございますから、運輸大臣が必要であるということであれば、幾らでも認めます。ただし、中において緊要度の低いものもあろうかと思ひますから、それは差し引き勘定させていただきます。

○矢原秀男君 よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にもう一問、改正後の規定の効力でございます。今回の改正によつて航空機関士を搭乗させなければならぬ航空機は、構造上操縦者だけでは発動機及び機体の完全な取り扱いができません航空機だけとなるわけでございます。この規定は極めて抽象的な感じがいたします、我々がちよつと読んだだけでは、この構造上操縦者だけで取り扱いきれないということをもつて判断するののかということを御答へ願ひます。

○政府委員(大島士郎君) お尋ねの第二号に關する具体的な判断基準でございますが、簡単に申し上げますと、通常の飛行状態あるいは非常の飛行状態におきましますパイロットあるいはパイロット、三人乗務の場合にはFE、航空機開士、こういった者の協力のもとに飛行機の飛行経路の維持、これは管制の指示等に基づきまして飛行経路の維持、あるいは衝突の回避、あるいはいろいろな航法、これは計器航法、あるいは管制でございますが、こういった問題、あるいは管制との通信の実施、それらの業務量を勘案いたします。あるいは、これらの飛行中における各種操縦操作装置の難易、これらを考慮いたしまして、航空機の設計の段階で飛行試験その他を含めまして審査いたすわけでございます。これらにつきましては、耐空証明を行うに当たつての審査基準として定めておるところでございます。

○矢原秀男君 以上で終わります。

○馬場富君 今回の法案では、公的規制の整理合理化を行うために当面法改正を要する四十二項目が取りまとめられておりますが、これをもちつて公的規制の整理合理化は一段落と政府は考えているかどうか、長官、お願いいたします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 公的規制の緩和は経済社会の活性化、対外経済摩擦の解消、こういった観点から取り上げておる課題でございます。

考えてみれば、我が国は長い間、追いつけ追い越せの時代は、何といつても、国がいりんな面にかういった行政上の手段を講ずることによつて今日まで来たと思ひます。それが今日のような我が国の経済社会が発達してくると、かえつてそれが邪魔になつておる。こういう面もございまして、それらをこの際取り除いて民間のエネルギーを引き出そう。こういうのがねらいでございます。

そこで、お尋ねの今回で終わるかということになりますと、そうじゃございません。一応今回の法、とりあえずの指摘されました二百五十八事項、そのうちの法律改正を要するものだけ、しかもそれは一括法になじむものだけ、こういうことでございますから、それ以外にもやらなければならぬ課題がたぐさございまして、また今後も時代の変化に応じて、そのときどきの規制というものの見直しをまず各省庁でやつていただく。そして各省庁みずからの手で活性化のために規制の緩和をやつていただかなければなりません。また、政府全体としては、必要とあれば、私どもの方で政府全体の監察調査をやつて、そして各省と共同しながらさらに必要な規制緩和には取り組んでいかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○馬場富君 現在私のところにも規制緩和を求める要望がたぐさ寄せられております。したがつて、行政施策やあるいは許認可等の行政事務の簡素化、合理化の推進状況は、現在まだ多く残されておると思ひますし、長官も今そうおっしゃつておられます。だから、こういう残されておる問題に対して、今後それらの見直し、検討はどのようなスケジュールで実施される方針か、お伺ひいたします。

○政府委員(竹村景君) 行革審答申の關係は全部二百五十八事項になるわけですが、今回の法律以外に法律改正の必要なものはいくつか時期を明示した、ですから次期通常国会に出す、そういったものもございまして、そのほか多少時期がわからないものもございまして、それ以外の政省令、通達等の事項でございまして、これにつきましては、それぞれ六十年度中でありまして、あるいは六十一年度中と、そういう時期を具体的に決めまして、その方針に沿つて逐次やることにしております。

○馬場富君 民間活力を活用するためには規制緩和措置のみではなくて、公共事業の分野への民間活力の導入とか、あるいは国有地の有効活用とかの重要課題が山積してゐると思ひます。こういう問題に対しての検討の進み具合というものは非常ににはかばかしくいつてないというように私自身も感じておりますけれども、長官、この点はどうですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 民間活力の問題についてはたゞいま御指摘のような数多くの課題があるわけでございまして、政府としては、今日まで鋭意取り組んできたつもりでございまして、御指摘のように、まだまだ行革審は五合目ぐらいまでだなんて言つてはいただけませんが、そんなことはありません、これからがまさにやらなければならぬ多くの課題を抱えておる。政府としては、こういったことは行政改革の大きな柱である、民活もその一つの柱でございますから、そういう観点で国政上の重要な課題であるというふうな方のもとに誠心誠意今後とも取り組んでまいりたい、かように考えております。

○馬場富君 かつて民活促進法案については建設、運輸、通産各省でそれぞれ検討されてきたようであるが、いずれも提出するまでには至つていないという状況でございしますが、現在はそのようになつておりますか、建設、運輸、通産省のおのの立場から御答弁願ひしたいと思います。

○政府委員(佐藤和男君) まず建設省の方から御説明したいと思います。現在、建設省におきましては、今ほど先生からお話ありました公共事業分野への民間活力の活用のための参入のための特例的な法律、その他都市整備についてのいわば特例的な法律というものを束ねていわゆる民活法案というこゝで各省に対して御相談申し上げている最中でございまして、調整がつき次第国会に提出し御審議を願ひしたいと思つております。

○政府委員(栗林貞一君) 運輸省におきましては、いわゆる民間活力の活用に関する検討を進めてきておまして、テーマといたしましては、まず港湾関係で港湾地域の再開発、それから人工島の整備事業、あるいはまた海洋リゾートの整備事業、もう一つの大きな柱といたしまして都市鉄道の整備の事業、それからそのほか飛行場の整備、これは内容的には当面はヘリポートのようなものでございまして、それと、それから観光基盤を総合的、複合的に整備するといったようなことをテーマにいたしまして今検討を進めておりまして、これについて所要の金銭上あるいは税制上の措置を講ずることを内容とする構想をまとめて法案の格好でうまく構成できないかということを検討しております。関係機関とも調整を行ひまして、これが終わりましたら国会の方に提出して御審議をお願いしたいということで鋭意努力している最中でございます。

○政府委員(福川伸次君) 私ども通産産業省におきましては、現在が二十一世紀に向けて技術革新の時代、さらにまた真の国際化が求められてゐる時代でございます。産業社会の発展基盤を確保するために、なおかつ内需の拡大にも貢献するという意味合いを持ちまして、いわゆる研究開発機能、頭脳集積機能、あるいはまた国際交流のための拠点づくりといったような新しいタイプの産業インフラの整備を推進することが必要であるというこゝを現在取り上げておるところでございます。これを民間の活力を活用しながらこういった新しいタイプのインフラ、社会基盤施設ということを進めるための制度の枠組みをつくることを内容とするので現在鋭意検討をいたしておるところでございます。この構想を進めるに当たりますと、税制、財政投融資等、呼び水的な支援措置を固めることが重要でございますので、現在財政当局を初め関係省庁との調整を急いでいるところでございます。法案につきましては、この調整結果を踏まえて成案を得次第国会に提出させていただきます。考えておると思ひます。

○馬場富君 今三省からお聞きしましたが、各省みずからの行政事務の簡素化がまだ十分に進んでないというふうな状況の中で、今回のように地代家賃統制令の撤廃等のような国民生活に關係のある法案等を含めての一括法案による改正は、私はこの点、立法府の審議権を拘束するものだというこゝで非常に遺憾に思ひます。そういう点でこのようない一括法案にしたのはなぜか、総務庁長官からお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) このことにつきましては

では、内閣委員会でもしばしば御質問が出たわけですが、今回のはいわゆる規制緩和という統一的政策のもとに、不合理になつておるもの、あるいは不必要になつておるもの、行き過ぎたおるものといったようなものを、統一的な立場に立つて、趣旨、目的が同じであるというものについて取りまとめたものでございます。御質疑の地代家賃についても、今日の住宅事情が昭和二十五年とはまるきり変わつてきておる、あるいはまた廃案になりました昭和三十五年から三十八年当時の状況と比べてみましてもまるきり状況が変わつてきておる。したがって、こういった不合理になつておるものは廃止しようという同じ統一の観点のもとにおける扱いとして一括法でお願いしたわけでございます。

もちろんこういった地代家賃といったように、何といひますか、お年寄りが住んでおるとか、あるいは所得の低い人が住んでおるといったような対象でございますから、それはそれなりに善後処置といふものについて政府は万全の対策をもつて臨まなければならぬと、かように考えておるわけでございます。

○馬場富君 では次に、法案の中特に地代家賃統制令の問題について質問いたします。

この法案につきましては、戦争中、戦後の著しい住宅難の中で制定されたものでありますから、今日では住宅総数の約三〇％というぐらゐられた住宅しかその対象となつておらない、しかも統制住宅は老朽化が進んでいるといふこと等が廃止の理由になつておりますけれども、しかし住宅事情がいかに改善され、また老朽化がいかに進んでいようとも、そこで生活する人々にとっては、統制令の撤廃は家賃地代の上昇を意味するもので深刻な問題であると、こういうふうに思います。

そこでまず、統制住宅に入居している世帯の実態についてお伺いしたいと思います。多分それらの世帯は低所得者やあるいは母子家庭や老人世帯といった社会的、経済的にも恵まれない人たちが相当数おられると思いますが、この点はいかが

でしょうか。

○政府委員(渡辺尚君) 対象家屋に居住する世帯の現況といふことでございますので、逐一申し上げたいと思ひます。

まず年齢でございます。世帯の主な働き手の年齢でございますけれども、一般民間借家の場合には、年齢六十歳以上の世帯が九・四％あるのに対して、統制令対象借家におきましては二九・四％を占めております。御指摘のように統制令対象借家の居住者は高齢化の傾向が見られます。

次に収入でございますが、まず年収百万円未満の世帯といふことで見てみますと、一般民間借家にありますのは一四・四％ということに對しまして、統制令対象借家におきましては二二・七％と低所得者が多い傾向があります。しかし一方、年収一千万以上という世帯も存するわけでございまして、所得水準が一般借家比べて低いといふ状況ではないのかという感じを持っております。

次に世帯人員について申し上げますが、一人世帯が一般民間借家の場合あるいは統制借家の場合いずれも三・一％、それから四人以上世帯について見ますと、一般の民間借家が三〇・八％、統制対象借家二八・二％、ほとんど差異がないということでございます。

それから次に入居時期でございますが、昭和十五年以前に入居された世帯といふのが、一般民間借家の場合には四・八％というのに對しまして、統制対象借家におきましては三一・七％といふことで、居住期間の長い世帯が多いということが見受けられます。

それから生活保護世帯の実態でございますけれども、被保護世帯は統制対象借家世帯の場合には三・七％、それから二種の公営住宅を除きます一般借家世帯の被保護世帯の割合は三・五％とほぼ同様の状況にあります。

それから現在、今申し上げましたのは借家の話でございますが、借地上の持ち家の居住者についても、年齢、世帯、収入等において借家とほぼ同様の状況になっております。

様の状況になっております。

○馬場富君 この統制令が廃止されれば、当然家賃や地代が引き上げられると思ひます。例えば昭和五十九年の調査では、東京、京都、大阪の三大都市における統制家賃の平均は一平米当たり約四百五十五円、統制対象外住宅の平均家賃は千三百三十五円と、こういう二・九倍の格差がありまして、したがって三倍以上の家賃の引き上げが行われると見なければならぬ、こういうふうには私たちが推測するわけでございしますが、政府はこの点どのような見通しを持ってみえるかお尋ねいたします。

○政府委員(渡辺尚君) 今先生から統制対象借家の家賃とそれから統制対象外の比較のお話ございましたが、一つここで申し上げたいのは、統制対象の借家といふのは非常に老朽化している、古いといふことが一つございまして、統制借家の公定家賃と、それから実際に支払われている家賃といふものがございまして、この実際に支払われている家賃といふのは公定以下のものもございまして、公定を守っていない、以上のものもあるわけでございます。そのトータルを實際支払い家賃として見ますと、大体五割程度ということになっていふことを一つ申し上げたいと思ひます。

それで、急激に上昇するのではないかとこの点については、しばしば申し上げておりますけれども、先ほど申しましたように居住期間が非常に長いといふこと、それから家賃が非常に老朽化しているといふこと、したがって直ちに周辺のものと比べて上げにくいのではないかとこのように言つて、それから統制令が撤廃されたとしても、借地・借家法上の位置は変わらないといふようなこと等から、その影響は比較的小さいといふふうに認識しておるものでございます。

○馬場富君 今の答弁によりまして、急激に大幅な引き上げがないだろうという観測のようでございますが、今おっしゃるようなことは實際確固たる保証はないわけでございまして、そういう点では現場の状況から見ますと上がると見た方がよいと思ひます。特に入居者世帯の実態は、さきの質疑でも明らかにしましたように生活困窮者が非常に多いといふことです。そして統制住宅の家賃動向には十分監視の目を光らせて、場合によつては家賃水準のガイドラインのようなものをつくつて歯どめをかけていく必要がある。私たちはそのように思ふわけでございしますが、これらの点につきまして建設省としてはどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○政府委員(渡辺尚君) ガイドラインを設定すべきではないかという御指摘でございます。私申し上げるまでもなく、統制令撤廃の趣旨は、要するに不均衡状態であるとか、いろいろ申し上げましたが、そういうようなことを総合的に判断して必要になつた規制を撤廃するといふものでござい

ます。それで、実際に私は影響が少くないではないかという認識を申し上げましたけれども、長期的には、あるいは中期的には、その当該借地、借家の具体的な状況、あるいはそれまでの家主となつた子の関係等が考慮されながら、当事者の間で協議されて改定されていくものだろうといふように思ひます。したがって、個々の事情によりましてその取り扱いに非常に差があるといふように考えられます。一律の基準で誘導することは妥当ではないのではないかとこのように考えております。

しかしながら、生活の基盤であります住宅といふことでございまして、そこで、これも前から申し上げていふことでございまして、これは関係団体に対する指導でございます。それは同時に、具体的にいろいろな相談があった場合の御相談に應ぜられるように住宅相談体制の整備を図つてまいりたいといふふうに考えております。

○馬場富君 私どもが實際この問題に触れておりますと、相談の中からも起つてくる問題は、この家賃の問題あるいは立ち退き問題等については、統制令の關係の住宅世帯に限つて特に多いといふ点を私たちは現場ではつきりと見て感じてお

いと思ひます。特に入居者世帯の実態は、さきの質疑でも明らかにしましたように生活困窮者が非常に多いといふことです。そして統制住宅の家賃動向には十分監視の目を光らせて、場合によつては家賃水準のガイドラインのようなものをつくつて歯どめをかけていく必要がある。私たちはそのように思ふわけでございしますが、これらの点につきまして建設省としてはどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

ります。だから、そういう点でこれが廃止されれば、その住宅や土地の評価が上がるわけでありまして、家主や地主がこれを有効に活用するために入居者の立ち退き等も強要するというような問題も起こりかねない、こういうように私は考えるわけです。だから、社会的に弱い立場の人を保護するために政府としても何らかの宅地政策が必要である、こういうふうにお考えをいただいております。先ほど長官も善後策のことをおっしゃっていましたが、これを廃止するからには、その人たちが困らないというような善後策をもってこれを廃止しなければ、私は重大な問題が起こるんじゃないかと考えますが、これは建設大臣から御答弁を賜りたいと思います。

○国務大臣(木部佳昭君) 私、馬場先生に建設委員会においても御答弁申し上げたこととございますが、こうした統制令を撤廃することによりまして弱い立場の方々、そういう方々に対して心配や不安を与えないということが行政上一番大事な私どもの基本的な姿勢でなければならぬ、そういうふうにお考えをいただいております。したがって、今馬場先生からガイドラインの設定の御意見もございましたが、私は一つの大変意見のあるお考えであるというふうにお受けとめさせていただきます。お返事をさせていただきます。

私、申し上げておりますように、情報の提供を的確にあれば、それからまた貸し家の団体の皆さん方に政府ができる限りの要請をして、時代が大きく変わって来るといっても、何といつても借りる方と貸す方の立場というものは信頼関係の上に立っていかねばならぬ、これが一番大事だと思っております。地方公共団体や、また住宅公団へのそうした入居の措置などにつきまして、我々は親身になって努力をし、心配や不安のないように考えなければなりません。また生活保護の関係の皆さん方なんかに対しても、そういう部局とも具体的に相談しながら、先ほど申し上げますように心配や不安を与えないように、我々のなすべきこととして全力を挙げてそういう方向

で努力させていただきたいと思っております。なお、今申し上げましたように、馬場先生からの御提案になりましたガイドラインの問題、そういう問題についても、私どもも行政上できるだけの範囲で研究させていただきたい、かように考えておる次第であります。

○馬場富君 そこでもう一つの改善の策として、統制住宅入居者については、衆議院の附帯決議にも盛り込んでありますが、公共住宅、特に公営住宅への優先入居というようにすることも検討すべきではないか。この点の政府の御見解はどうでしょうか。

○政府委員(渡辺尚君) 端的に申し上げますと、地代家賃統制令の撤廃に関連いたしまして、どうしてもそこを出るのだ、それがやむを得ない、それで公営住宅の活用ということになりますと、これは収入基準の問題がございまして、その収入基準に合う方につきましては特定目的公営住宅という制度がございまして、これは優先入居をするためのものがございます。例えば倍率をちょっと申し上げますと、七大都市で見ますと、平均でございますけれども、一般の場合は七・七倍ぐらいのものが、優先入居になりますと二・七倍ぐらいというふうになりまして、緩和されるということでございます。そういう制度を活用してまいりたい。必要な場合には枠も拡大したいと思っております。それからそのための住宅の建設もやりたいというふうにお考えをいただいております。それからもう一点だけ申し上げますと、不良住宅ということに対象住宅が撤去されるという場合も起こり得るかと思っております。そういう場合には特定入居制度というのがございます。それによりまして対応してまいりたいと思っております。

○馬場富君 最後にもう一つ心配なのは、地代家賃統制令が廃止された場合に、家賃やあるいは土地ばかりでなく、その周辺の地代家賃に与える影響も私は大きいと思っておりますが、統制令の対象外のそういう地代家賃の上昇に対する抑止ということも実は考えていかなければならぬ問題じゃないかと思っておりますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(渡辺尚君) まず、統制令の撤廃自体の影響が比較的少ないという認識を我々は持っております。先ほど申し上げたように、統制令の趣旨が、いろんなことを総合的に判断した結果、必要となった規制を撤廃するということでございます。そういうことで、それが直ちに統制対象外の周辺の家賃相場に影響を与えるということはないというふうにお考えをいたします。昭和四十六年に告示改正で約二・七倍に上限を上げたことがございまして、そのときの周辺の状況を見ても、ほとんど影響を受けていないということもございました。つけ加えさせていただきます。

○馬場富君 ちょっと折り返しますが、必ずしもないとは言えないものでございまして、その点は今後監視を強化する必要があるのではないかと、その点は御答弁願いたいと思っております。

○国務大臣(木部佳昭君) 今先生から周辺の地価の高騰その他の問題についての御意見もございましたが、私もお願いして統制令を廃止する以上は、先ほど申し上げておりますように、そうした基本的な周囲に悪い環境を与えたり、またそういうことを誘発しないようなために最善の努力を尽くしていただきたいと思います。かように考えております。

○中西珠子君 私は、社会労働委員会の公明党・国民会議のメンバーとして質問いたします。

(委員長退席、内閣委員会理事大島友治君着席) ただいま議題となっております法案の中で、労働関係といましては、作業環境測定法の改正による規制緩和ということでございます。まず第一にお伺いしたいのは、作業環境測定法の第三条の違反状況、最近で結構でございますが、お伺いいたします。

○政府委員(小粥義朗君) お尋ねの作業環境測定法第三条の規定の違反状況でございますが、作業環境測定法の個々の条文ごとの違反件数は、とお答えできませんので、個別の数字はちょっとお答えできないんですが、労働安全衛生法に基づきまして、有害物質を扱っている事業場を持つている事業主はその作業環境を測定しなければならぬという規定がございまして、その規定の違反状況は、過去一年、五十九年の数字で申し上げますと、四千六百八件という数字になっております。

○中西珠子君 作業環境測定法には、作業環境測定をやらなければならない、そして雇用している人がいない場合は作業環境測定機関にやらせるということになっております。しかも「なければならない」ということになっておりまして、罰則もあるわけですが、それをなぜ集計なさっていないのでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 全国にございまして労働基準監督署が事業場のいろんな違反事実を調べているわけでございますが、労働基準法を初めとして、労働安全衛生法、最低賃金法、それからその他それに基づいていろんな省令がたくさんあるものですから、全部の個々の条文についてまでの集計は非常に膨大な作業が必要となりますので、特に主要なものということで従来とっております中にはその作業環境測定法の三条というものはないものでありますから、そういう状況にあることを御理解いただきたいと思います。

○中西珠子君 作業環境測定士はたまたま何人ぐらいいますか。

○政府委員(小粥義朗君) 現在登録されております作業環境測定士は、全部で一万二千七百名ぐらいでございます。

○中西珠子君 作業環境測定機関の数は幾らぐらいですか。

○政府委員(小粥義朗君) 測定機関の数は……

○中西珠子君 私が答えましょうか、五百四十九ですね。

○政府委員(小粥義朗君) 五百強でございます。

○中西珠子君 五百四十九ですね。私の時間が短
いから余り長くとりたると困ってしまふ。

五百四十九の作業環境測定機関があり、作業環
境測定士も一万二千七百三十人もいます。こういう
ところであるから、相当作業環境測定というものは定
着しつつあるというお考えで今回の規制緩和をなさ
さるというところらしいんですね。作業環境
測定違反というものは集計がなされていないで、
それでどう定着しているということがおっしゃれ
るかどうですか。

これの根拠規定になっております労働安全衛生
法の違反件数は先ほどお聞きしましたけれども、
その中でも有機溶剤の中毒予防規則に関する違反
件数が一番多いらしいですね。作業環境測定とい
うことが非常に重要であるにもかかわらず企業に
は余り徹底していないのではないかと。作業環境測
定士は多くなつた、また作業環境測定機関は多く
なつた、それでも大丈夫だろうというところで規
制緩和なさるらしいけれども、本当にそう安心し
ていられるのか。大企業は作業環境測定士を雇っ
ているだろうし、そこで適当にやっていると
思いますが、経営基盤の非常に脆弱な中
小企業あたりで、作業環境測定などというものは
考えてもいないような経営者もいるのではないかと
思うわけですね。

と申しますのは、私のところに、働く婦人で陳
情や相談にいらつしやる方が随分あるんです。こ
れは未組織の、労働組合なんかに入っていない婦
人たちがですね。その婦人たちが我々同士で何
とかして助け合いたいからということで懇談会
のようなものをつくつていまして、それがしよつち
ゅう私のところへいらつしやるわけですね。それ
も、その人たちはほとんど中小企業で働いてい
るんです。労働条件も非常に劣悪だし、また作業環
境測定なんてやつたのを見たこともない。例え全
体換気装置もないし、局所排気装置もないところ
で、シンナーみたいなものとか、いろいろな有機
溶剤がありますね、ああいうもの、それから特

定化学物質を扱うような作業をやっている。それ
も常用雇用の人には余りさせないで、主にパート
の女性労働者にそれをさせているというところが
現にあるんです。名前を言うこともできませんけ
れども、それはちよつと今差し控えますが、現にそ
ういうところがたくさんあるわけですね。

それなら、どうして労働基準監督署に申告に行
かないんですかと私が言いますと、申告へなどへ
行つたらば首になつちゃうから、恐ろしいからそ
んなものは申告できません、何とかありませんか
と、こう言うわけですね。何とかありませんかと
言われてもこちらも困るんですけれども、そうい
つた中小企業、零細企業に対して労働省はどのよ
うな個別的な指導をなすつていますか、また必要
な場合はどのような助成をなすつていますか、お
伺いします。

○政府委員(小淵義朗君) 今回法律を改正いたし
ます部分は、先生御承知のように、作業環境測定
機関に対する規制の緩和でございます。個々の
事業場が有害業務を扱う作業場を持つていて、場合
に、それに対する環境改善の義務であるとか、環
境測定の義務であるとか、そうした面の規制は一
切緩めるものではございません。

なぜ作業環境測定機関に対する規制の緩和をす
るかということですが、十年前の作業環境測定
法ができましたときは、実は作業環境測定機関自
体が新しくつくられるといったものでございまし
たから、その面で規制もいろいろとあつたわけ
でございますが、その当初に比べますと相当測定機
関もふえてきて、測定機関自体の成熟がある程度
見られるわけでございますが、その意味で、測定
機関に対する規制の緩和は今回いたしたいと思つ
ていますわけでございますが、個々の事業場に対す
る規制については、これはいささかも緩めるもの
じゃございません。

現実には中小企業ではその作業環境測定が十分な
されていないところもあるというふうに私も
耳にいたしております。そのためには、一つには
法令に基づく指導監督ということが第一に徹底さ

れなきやならないわけですが、これは全国の労働
基準監督署を通じて監督官がやっているわけでご
ざいます。中小企業の場合はそうした作業環境
の改善、あるいは測定をやりたくても経費がかか
つてなかなか負担しにくいと、こういう面もござ
います。

実は、五十六年度からそうした中小企業の作業
環境の管理の改善のための助成制度を設けまし
て、中小企業に対して一定の助成を行う仕組みを
とつております。現在までに約二千七百の事業場
についてそうした助成を行つておりますけれども、
も、さらに来年度は作業環境測定に限り、健康
管理のための健康診断等を含めました助成事業も
別途あるわけですが、そうしたものを再編いたし
まして、そういう中小企業での労働衛生水準の向
上につながるような助成制度の充実を図りたいと
いうふうに考えております。

なお、監督署に申告に行くと、ばれて首になる
というふうな心配をされる向きも実はあるわけ
でございますが、そうした場合、申告を受け付ける
監督署としては、申告される方の希望によつて絶
対名前を外へ出さないという形で事業場の臨検監
督等もやるようにいたしておりますので、その点
はよくお話しただければ監督署としては十分対
応できると思ひます。

○中西珠子君 続けてお伺いいたしますが、労働
省は昭和五十六年から中小企業の事業者団体に對
して中小企業共同作業環境管理事業に対する助成
制度というのを始めになりましたね。ただいま
その普及状況はどのようになっておりますか。

○政府委員(小淵義朗君) 年間の予算といたしま
しては六十年度は約一億円の予算を組んでおりま
すが、対象事業場は、五十六年度から五十九年度
までの実績で申し上げますと、先ほどちよつと触
れましたが、二千七百の事業場を対象にやつてお
ります。

○中西珠子君 私は、まだまだ中小企業に対して
は、作業環境測定とか作業環境の管理という面
でもっとも指導していただきたいし、助成の対

象も広げていただきたいと思つております。

労働大臣は大変精力的に全国をお回りになりま
して、現場の作業をやっているところもごらん
になつていらっしゃるんですが、中小企業の
労働者、殊に零細企業の労働者の安全と健康とい
うものを確保するという点からはどのような施策
をおとりになるおつもりか、今後ですね。行政改
革は非常に重大だと思ひますし、行政事務の簡素
化、合理化は必要なんですけれども、それと労働
者の健康と安全というものの兼ね合いが非常に
大事だと思ひます。どう思ひますが、労働大臣はど
のようなお考えをお持ちでいらつしやいますか、お
伺いいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 中西先生、いつも労働
者の福祉条件の向上改善に對しまして大変適切な
御指示、問題を提示していただいて大変感謝ござ
います。問題は、私も中小企業の経済基盤がどうし
ても弱い、こういう立場上、そうした安全の問題等
に決して十分でないという状況を十分承知してお
るわけでございますが、そうした点を特に重点的
に労働政策の中で反映していかなきゃならない、
取り上げていかなきゃならない、かように考えて
おります。

そこで、具体的には労働災害の中小企業の多発
している現状にかんがみまして、現在推進中の第
六次労働災害防止計画においても重点項目に取り
上げるということを一層進めていきたい。そして
特に中小企業の労働災害防止のため、健康診断や
作業環境測定等の実施についても助成を行うこと
も、職場環境の改善のための資金の融資等を、
これも積極的な施策を種々繰りまぜて展開してい
きたいというふうに考えております。今後とも中
小企業の労働災害防止を行政の重点課題として推
進していく、こういう決意を申し上げて御答弁と
したいというふうに思ひます。

○中西珠子君 労働大臣の抜群の行動力で大いに
頑張つていただきたいと思います。労働者の健康
と安全というものは非常に大事でございますから、
その点から大いに頑張つていただきたいと思います。

思います。

○厚生省関係に移らしていただきま

○政府委員(内藤列君) ます全国の助産所の数で

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

算をなすつていますか。

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

○政府委員(北川定雄君) 今回の改正によりまし

守りただかねばならないことでありま

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正によりまし

動的な活躍について大臣はどういう御所見をお持

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

○国務大臣(山下徳夫君) 航空機関士はおっしゃ

ものであるわけですが、そのときに気象状況が悪くてホールディングをしている、空中待機をしている、さらにそこから目的飛行場とは別の飛行場に行かなくちゃならぬという、こういう状況になった場合にも、フライトエンジニアの働きは大変すばらしく、頼りになったという報告がアンケートでキャプテンからもなされている。もう一つ非常に大事なことは、キャプテンの報告で、何よりも緊急事態において操縦に専念できた、こう言っていることも、これも非常に大事であります。

その点で言うなら、このアンケートで示されている中の一つで、機体の系統的故障の適切な監視、そういうことをフライトエンジニアが十分にやってくれるということの中で、こういったことについてはフライトエンジニアを信頼し、それに任せてパイロットは操縦に専念できる、こういう操縦に専念できる状況と、故障のことが頭から離れない、あるいはいろいろなことが頭から離れないで飛んでいる状態とは、まさに天と地の差があるということをやパイロットが報告しておりますが、まさにそういうものだと思っております。

「委員長代理大島友治君退席、委員長着席」
したがって、技術の進歩がどれほど進歩しようとも、まさに空に浮かんで数百人の乗客の命を守るといふ全責任を背負って、パイロットが操縦に専念しているそのときに、副操縦士とそれから航空機関士を含めたこういう人間のチームワーク、あるいはそこでのお互いのコミュニケーションとコーディネーションというものがどれほど安全のために大事かということ、単なる技術進歩だけの評価だけじゃなくて、しっかりと見ていかなければならない、こういうことをこのアンケートは示しているものとして、当然政府もこういう問題を重視する一資料として検討すべきだと思うのですが、政府の御見解はいかがですか。

○政府委員(大島士郎君) たいま先生御指摘いただきましたアンケートの件でございますが、私の聞き及びます範囲で申し上げますと、このアンケートは航空機関士の乗り組みが必要な航空機の

経路においてとられたアンケートであらうかと思えます。ただいまの幾つかの点については、パイロットが思い違いをしていたのを航空機関士が直した、あるいは見張りで助かったというような点もございましたのでございますが、私どもDC9とかボーイング737等々の二人操縦の航空機も安全運航に確かな実績を残しているところでございまして、この二人操縦の飛行機が三人乗務の飛行機と比べて安全性が劣るというふうには思っておりませんし、またパイロットの基本動作が確実に行われていれば、そのパイロットのミスといったものも防げることでありましようし、また航空機関士も自己の与えられた業務に忠実に、あるいは乗務しておる間の一般的な注意義務等を発揮して、そのような安全運航のため三人乗務が必要だと認められた航空機はやはり三人が一致して安全運航に当たるといのが基本であろうかと思えます。

○橋本敦君 今の答弁は私の指摘した問題に全く正しく答えておりません。

今この六十五条の問題に関連して、将来は四発・三十五トン以上の飛行機であっても、具体的な審査の問題に任されてしまつて、必ず航空機関士を乗せなきゃならぬという意味での政府としての安全規制が外されてしまつていくわけですが、それじやという飛行機がそういうことになるかということになれば、例えば今飛んでいるボーイング747を例にとつてみますと、将来このボーイング747は、今三人乗務だけれども、航空機関士の役割の部分でコンピュータその他の技術でカバーして二人乗務にしようという設計方向がとられているというところは御存じのとおりであります。大臣のお手元に参考資料として図面が御渡ししてあると思ひますが、「アビエーション・ウィーク・アンド・スペース・テクノロジー」、こういうアメリカの雑誌のことしの十一月十一日号では、そのボーイング747-400のコックピットの図面まで出して、将来こういう設計で航空機関士を省く方向がサゼンションされているわけでありまう。航空機関士が

今まで監視し、サーベールし、モニターしていたパネルがどうなるかといふと、それがなくなつて、この図面の真正面が黒い枠で図示しておりますディスプレーにいろいろな情報、インフォメーションが出てくるというシステムになっている。したがって、航空機関士はもう要らないんだ、このディスプレーをパイロット及びコパイロットが見て運航すれば安全運航可能だという発想のようでありまう。

それじや、あの747の現在飛んでいる飛行機で航空機関士はどれほどの計器類を眺めながらそれを監視し、業務について全神経を集中してやっていると、現在の747の航空機関士が扱っている計器類のパネルがもう一つのこの図面でありまう。この図面を大きな形でつくつたのがこれにございまして、運輸大臣も当然747コックピット、操縦室内を御存じと思ひますけれども、こういう図面で図示をいたしますと、大変よくわかりまう。委員長もごらんいただいたんですが、これだけの計器が航空機関士が扱う計器であるわけでございます。そこで、一体この計器類がどれぐらいあるかといふと、計器だけで私が数えますと九十七あります、計器、メーター。それから扱うスイッチ及びボタン等は百六十五種入っております。それからそれに関連するワーニングランプが二百九十もつくような状況になっておりますから、クリティカルイレブンと言われる離陸後三分、着陸前八分を含めて航空機関士が全神経を集中して安全運航のためにやっている仕事というのは大変なものであります。

そこで、これだけの量が、今私がお示した「アビエーション・ウィーク」に出てくるこの小さなディスプレーに、これだけの多くの計器、メーター類を含むすべての情報が本当に間違いなく効果的にこのディスプレーに出されるのであろうかといふことになりまうと、これはもう不可能でありまして、多くのインフォメーションが当然カットされる。例えばエンジンの調子が悪い、そうなりますと前の方にワーニングランプがいきなり

りついてくる。そのプロセスでどういう状況で悪くなつていくかといふことは、航空機関士のこのパネルに基づく監視していく中で途中で発見し、あるいは対応も可能であります、そういうことを知るためには、この前に出てきたディスプレーに一定のメッセージが出ますから、そのインフォメーションを読み取つて、直ちに今度はそれを操作して、次から次へとオペレーションをやつて原因究明をやつていかなければならぬ。

そういったしますと、操縦桿を握り、ハンドルを握り操縦に専念するといふこととの関係でいえば、これは大変なことになってくるわけでありまして、そのこと一つをとつても、今の巨大な747ボーイングを航空機関士なしで乗せるというような方向で設計が進められているこの問題については、安全上本当に慎重に検討しなければならぬ。しかし六十五条が改正されてしまつて、文句なしにこれは日本に売り込まれ、受け入れられ、そしてこの設計に基づいて飛ばされるという可能性が大変高いわけでありまうから、この問題についての安全対策といふことは本当に真剣にやらなければならぬわけでありまう。

こういうような重大な問題を含んでいるということについて、すべて技術面も含め、将来展望も含めて検討し尽くした上で今度の六十五条の第二項第一号を廃止するということをやろうとしているのかどうか、私はそういう検討までは尽くされていないと思ひますが、率直に言つて運輸大臣、部内の検討はどうですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 全く技術の素人の私に変な答弁をしてもしかられますけれども、至らざるところはまた技術担当が答弁いたします。

さつきあなたがおっしゃつたからその部分だけお答えいたしますが、ジャンボのコックピットに何回も私は入りましたが、確かにおっしゃるとおり天井まで計器がいっぱひです。ただ、私が見ていまして、始動というか最初のとき操縦士は一通り見ておられるようすです。後は幾つかのものをしながら操縦をしておられるようで、もしも、これ

がしよつちゅうそれだけ見ていなければならぬのなら、三人かかたつて、それはとても有視界飛行だつて全部見る暇はありませんよ。その計器全部を常時ぐるぐる首を回してごらんになつてゐるとは私は思わない。ですから、それは警報装置その他によつて自動的に知らせるとか。これから先私が言つと、これはもう全く素人のまた余計なことになつてしまふが、私の今言つたことが当たるか当たらないか、要はそういうものが何ぼあつても、それを制御するに足る人数がこれだけだといふことをメーカーが指示してゐる、そこが一番大切なところだと私は思ふんです。

○橋本教君 メーカーが二人でいいという設計をやれば、それで基本的にはそれを信頼するといふ姿勢だといふように聞かされたんですが、そういう意味ですか。

○国務大臣(山下徳夫君) まず、メーカーから、操縦に足る人数とかいふものを指示してゐる、仕様書に書いてございませぬ、説明してきます。それに基つて、それを受け入れる航空会社、さらに丹念にいろいろな面から検討するでしょう。その検討結果に基づいて運輸省に対して申請してくる。運輸省の技術員挙げてそれをまた検討する。その結果、これならいけるといつたときに初めてそれを採用するといふ順序になるということとす。

○橋本教君 私の質問の第一は、今私が指摘したようなそういう将来の安全検討をどうするかといふことも含めて、部内では技術的に十分検討して、それでこの六十五条問題は廃止だといふ結論を出したのかどうか。その検討はまだ十分技術的にも尽くされてないじゃないか。現にこの「アビエーション・ウィーク」で出てゐるのは十一月の話であつて、こういうことについても部内の検討をやるいまがなはずだから、こういうことまでの検討は十分なされてゐるとは言へぬじやないかといふことを率直に言つてゐるんです。それはそれでしよう。十一月にこれが出ただけですよ。もう時間がないから、この私が指摘した問題を検討したかどうか。

○政府委員(大島士郎君) まず、この法改正の趣旨は安全性を損なわないといふような判断をしておるところでございます。

ただいま御配付いただきましたこの図については、評価はいろいろございませうが、私も見ますところ、技術の進歩といふのは現在の747に比べて、この「アビエーション・ウィーク」に載つてゐる747は大変これまで技術が進歩してきてゐるんだといふような感じを思ひ起こします。といひますのは、現在の747は十五年前、二十年前の設計でございます。これは現在のコンピュータ技術、電子技術をフルに使つた設計でございまして、これは707と非常に似たデザインでございします。したがつて、この中で……

○橋本教君 検討したか、データを全部とつて、開発途上の飛行機でありますので、今後十分検討することにならうかと思ひます。

○橋本教君 今後検討するということですから、検討してないんですよ。こういう重大な問題を検討せずに六十五条をいきなり廃止する。私は安全と関係ないといふようなことは許さねえと思ひます。しかも運輸大臣がおっしゃつた、メーカーが例えばアメリカでつくり、アメリカの政府が型式証明を出し、日本に入つてくる段階で航空局は技術部で十分検討して、耐空証明を出すという段階で十分審査する、こういうふうにおつちやつたわけですが、そういう審査について本日に日本の独自のしっかりした安全審査ができるかどうかといふことについて重大な疑問を持たざるを得なかつたのが、この前の日航機事故ではありませぬか。ボーイングがやつたあの修繕で、ボーイングは事故が起つてからミスをやつたなんて言つてまいりましたが、あの修繕が不十分であつたといふことは、しっかり見れば当然わかつたと思ひます。これはアメリカの修繕をうのみにして出している、そういうことでありますし、それからまたさらに、あの飛行機が安全だといふそういう問題について、最近御存じのとおり、アメリカの方からあのボーイングの747を含め、今お話しした747も含めて一層の安全体制確立のためにあの設計上の変更をもサセションするといふ、重大な運輸安全委員会の勧告がなされてゐるという状況もありません。したがつて、安全を期すという点を本日に今徹底的にやるということが大事な時期に、十分将来の安全審査の問題について検討するといふことなしに六十五条を廃止するといふのは、私はこれはもう本日に時代逆行だと思ひます。

○政府委員(大島士郎君) この検討につきましては、開発途上の飛行機でありますので、今後十分検討することにならうかと思ひます。

○橋本教君 今後検討するということですから、検討してないんですよ。こういう重大な問題を検討せずに六十五条をいきなり廃止する。私は安全と関係ないといふようなことは許さねえと思ひます。しかも運輸大臣がおっしゃつた、メーカーが例えばアメリカでつくり、アメリカの政府が型式証明を出し、日本に入つてくる段階で航空局は技術部で十分検討して、耐空証明を出すという段階で十分審査する、こういうふうにおつちやつたわけですが、そういう審査について本日に日本の独自のしっかりした安全審査ができるかどうかといふことについて重大な疑問を持たざるを得なかつたのが、この前の日航機事故ではありませぬか。ボーイングがやつたあの修繕で、ボーイングは事故が起つてからミスをやつたなんて言つてまいりましたが、あの修繕が不十分であつたといふことは、しっかり見れば当然わかつたと思ひます。これはアメリカの修繕をうのみにして出している、そういうことでありますし、それからまたさらに、あの飛行機が安全だといふそういう問題について、最近御存じのとおり、アメリカの方からあのボーイングの747を含め、今お話しした747も含めて一層の安全体制確立のためにあの設計上の変更をもサセションするといふ、重大な運輸安全委員会の勧告がなされてゐるという状況もありません。したがつて、安全を期すという点を本日に今徹底的にやるということが大事な時期に、十分将来の安全審査の問題について検討するといふことなしに六十五条を廃止するといふのは、私はこれはもう本日に時代逆行だと思ひます。

○政府委員(大島士郎君) 747につきましては、最近のデータでは世界で百二十七機就航してありますが、そのうちほとんどは二人乗務、パイロットのみでございまして、ただ一社、オーストラリアのアンセツト航空だけが、五機ほどでございまして、三人乗務で運航してあります。

○橋本教君 いや、私の質問は、パイロットの皆さんがヨーロッパでも安全の観点から二人乗りに反対だといふ批判意見を出してゐるのを知つていますかといふ質問。よく質問を聞いてください。

○政府委員(大島士郎君) そういう情報については承知しております。これらの情報、それぞれを検討を含めた上で二人乗りに決まつておるといふふうに理解しております。

○橋本教君 それぞれの検討を含めて二人乗りに決まつたと言ひますが、それじゃ運輸省は日本で、全日空及び日本航空の組合との問題で直接意見を聴取する手続をやりましたか。

○政府委員(大島士郎君) ある機種を導入するのは航空会社の決定することとございまして、その航空会社の社内において乗員と十分話し合いの上決まつたことと理解しております。

○橋本教君 それは無責任ですよ。政府が安全に対する責任を十分持つという観点で行政上の処置をどうとるかといふそのプロセスで意見を十分聞くといふことが必要だといふことを私は言つてゐるんですよ。

そこで、運輸大臣に申し上げますが、世界を含めた多くのパイロットが、航空機関士抜きの大規模な飛行という問題については、それだけの貴重な体験と技術的な検討から意見があるといふことですから、この問題については、六十五条の廃止といふこのことだけで終わらせるんじや、これは安全の責任を果たせぬ。当該の組合の専門的なパイロット及び航空機関士、それから航空技術評論家、あるいは日本の優秀な各大学にある航空工学の専門家、こういった人たちが含めて、私は、こういう将来の航空機の発達についてメーカーの設計と安全審査だけに任せるんじやなくて、運輸省として独自の安全を指導する立場からヒヤリングを公式にしっかりとやるべきだといふように思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 私は、常識といひますか良識といひますか、一つの線といふものがあると思ひます。この程度、ここまではメーカーの言うことを信じていいよ。私はおのずからそこに一つの常識的な線があると思ふ。と申しますのは、例えば新しい飛行機を購入します。今度からもうメーカーの言うことは信用ならぬからといふのなら、新しい飛行機を最初からばらさなさいだめですよ。そうして、リベツト一つ一つはぐつてみてやらなさいやな。極端に議論を進めていくとそういうことになるから、どの程度までメーカーの言うことを信ずべきかといふことは、初めからメーカーの言うことを信用するのかとか、どうだこうだといふことではなくて、さらにそれに

加えて私も、会社自体が購入するんですから会社もやりましょうし、それを受けてまた監督官庁である運輸省も優秀な技術陣をもって十分それを監督し、または点検もするという事でございませうから、そこはひとつ御理解いただいていいんじゃないでしょうか。

○橋本教君 それは全く理解できない。メーカーの方の意見を信用し、次は航空局の優秀な技術陣を信用せよ。これは官僚政治ですよ。安全という問題について、それはまさに今まで安全を完全に確保できないであの日航ジャンボ事故を起こしたということに対する政府の厳しい反省が足らぬという事になりはしませんか。もし本当にあの厳しい事故について反省しているなら、こういった問題についても私が指摘したようなヒアリングをやるとか、まさに官僚行政の独善に陥らないために、あるいはメーカー主導の、メーカーというのはもう主権者ですから、利益追求主義の中に隠されている安全の問題の欠陥についてこれをそのまま許さないために、今私が言ったような国民的立場に立つて安全点検をしっかりと行うというシステムをつくってもらいたい。それは必要だ、こう言っているんですよ。そういう発想はありませんか、運輸大臣。そういうことです。メーカーとアメリカの言いなりになっていいんですか。

○政府委員(大島士郎君) 私どもは、乗務員の方々のいろいろな御不満、安全上の問題提起等々についてはいろいろチャンネルを通じて承知しておるところでございますが、今回の御乗員の問題については会社と乗務員の方々が事前に十分話し合つて最終の結論を得たということでございまして、御自体につきましては私どもは二人の操縦で十分安全に運航できると考えておるところでございます。

○橋本教君 ちょっと待ってください。組合と会社が十分話し合つて結論を得たというのは、組合は納得して二人乗りで結構だ、安全十分だ、こう言つたという意味じゃないでしょうか。組合は納得してませんよ。納得したんですか。

○政府委員(大島士郎君) いや、納得したかどうかというようにお話しするのはございませう。会社と乗務員について十分お互い話を尽くしたということをお願いしているわけではございませう。

○橋本教君 全く話になりません。私はこういう姿勢で、今度の問題になっておりますけれども、運輸政策審の答申を受けていよいよ日本航空の完全民営化ということになれば一体どうなるか一層心配です。まさに今航空業界は安全という国民の信頼を失つて乗客離れを起こし、過当競争ですよ。大事なことは安全に対する国民の信頼を確保する、回復することです。今日の大規模航空輸送時代から見れば、国民は飛行機に乗らざるを得ぬのです。だから政府は、まさに国民をしつかり守るという立場に立つて政策を今やるべきという時期ですよ。それを今度は、あの日航機事故を起こした背景に経営の利潤追求体質があるということとかをかねて指摘しましたが、一層完全民営化ということによって利潤追求というものが会社の至上命令になっていき、そして同時に客離れを起こし、安全に対する国民の信頼をなくしている状況の中でさらに合理化を進めて航空機関士も減らしていく、そして作業整備部門も減らしていく、これだけの傾向を助長していくなら、これはますます安全の問題で大変なことになる。そういう意味で日本航空の完全民営化という方向は軽々にとるべきものでは決してない。それよりも先に、私が今言ったような国民的立場で安全体制を確立する方途を政府はきつちりつくるべきである、こういうふうに私は思いますが、この運輸政策の答申とも絡んで、日本航空の完全民営化というのはやめるべきだという私の意見について運輸大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 民間活力を導入した新しい経営体制、つまり、それは民営化でございませう。これは私は一つの時代の流れだと思つて、幾らあなたがおっしゃつても。そのために十分歯どめもかけなかりません。新規参

入であるとか安全性に対する点検であるとか、政府がやるべきことはきちんとやりながら、何でも放縱にやらせるといふ意味じゃございませう。で、そこあたりはひとつ賢明なあなたでですから御理解いただきたいと思つた。

○橋本教君 それは大臣、賢明なる大臣に私の言うことをもつと理解してほしいと私は思つてゐるわけですよ。もう時間がだんだん迫つてまいりました、この問題ばかりを私は追及できないわけでありませうけれども、この六十五条の今回の問題については私は、国民の立場で安全の一層の確保という面から絶対に賛成できないということと同時に、これについては重ねて言ひますけれども、政府はもつと真剣に関係当事者を含めた国民の意見を正確に聞くという、そういう面を含めて国民的立場での安全確保のシステムづくりを責任持つてやつてもらいたいということを重ねて要求して運輸大臣に対する質問をこれで終わります。ありがたうございませう。

次は、地代家賃統制令廃止問題に議論を移していきます。時間があるまいので端的に話を進めますが、現在統制令適用対象戸数は全国で約百二十四万戸と言われておりますが、その数字は大体間違ひございせんか。

○政府委員(渡辺尚君) 現行地代家賃統制令の対象は、昭和二十五年七月十日以前に建築されたものの住宅とその土地でございませう。したがつて、お示しのように対象家は九十万件、それから借地で三十四万件、合計で百二十四万件でございませう。

今おっしゃつたように全国で百二十四万戸ありますが、借家の三十四万ほど、そのうちの約半数がもう五十歳以上の方々のお住まいの住宅になっておるという状況だと思ひますが、間違ひありませんか。

○政府委員(渡辺尚君) 五十歳以上の方、借家でございませうと四九・三%、一般の民間借家では二%でございませう。

○橋本教君 今私が言ったような数字でありませう。それじゃ収入を見ますと、これも建設省からいただいた資料によると、統制対象住宅居住者の収入で年収が三百万円以下、これをとつてみますと何%になりますか、三百万円以下。

○政府委員(渡辺尚君) ちょっと計算してあります。時間がかりますが、三百万円未満でございませうと、対象では七十%になるかと思ひます。それから一般の方では……

○橋本教君 結構です。

ですから、統制対象住宅にお住まいの世帯を見ますと、七十%が年収三百万円以下という厳しい状況で暮らしていらつしやる皆さんだということ、このことから明らかなんです。

そこで、全国で三%ぐらいからこの数は大したことではないと繰り返し政府が答弁されてゐるその問題に関連して、具体的にどういふ地域に、どういふ状況になつてゐるかというのを私は大阪の例で質問してみたいと思つたのであります。

答弁をしていただく参考資料として答弁者にこれを渡させていたいただきたいんです。(資料配付)

それをごらんいただいたらわかりますが、資料の(1)は大阪市の各行政区でとりました数字でございませうが、赤線を見ていただきたまふと、例えば阿倍野区は対象住宅が一萬二千九百八十戸、阿倍野区全体の世帯に対する割合が三二・二%、東成区は三五・九%、福島区は三二・六%、生野区は三五・二%、こうなつてゐるのを初めといたしまして、左側に丸をつけております北區、都島区、旭区、城東区、住吉区、東住吉区、西成区、この丸

をつけた、全部で十一区でございますが、ここに集中しております。この十一区の合計で見ますと、戦前住宅の世帯数の合計が十万一千三百四十、大阪市全体の戦前住宅世帯数は約十四万ですから、何とこの十一区に戦前住宅が焼けて二・三割が集中しておるといことがわかるわけでありまして。この数字の読み方は間違いないと思いますが、局長どうでしょうか。

○政府委員(渡辺尚君) 今いただきました資料で、中身につきましてはここに先生が示しになった数字がございまして、これについて私はこれは直接は存じておりません。

○橋本教君 きこのことを渡して、検討しておいでくださいというように私は言っておったんです。聞いておられませんか。これは総理府統計局の数字を拾ったやつですから間違いないはずで

○政府委員(渡辺尚君) 大阪府における統制対象の数字は検討いたしております、別のものでござい

○橋本教君 いや、この資料を渡したでしょう。

○政府委員(渡辺尚君) ちょっとそういうことでございまして……

○橋本教君 それはしかしぐあい悪いですな、わざわざ私はお渡ししたんですよ。

それでは続けます。

どっちにしても、私が言いたいのは、大阪全市に希薄に三割散らばっているんじゃないやしません、特定区に集中的にたくさんあるんですと、こういうことなんです。

そこで、その資料(2)を見ていただきますと、この十一行政区は戦前対象住宅が多いと同時に、今度は高齢者の比率が多いた地区になっているんです。このことが資料(2)からもうかがえますが、このことから見て、先ほど局長がおっしゃったように対象住宅に高齢者が多いということがわかつたと同時に、大阪の場合は特定地域に集中しているということがわかるという資料としてお話をしたわけなんです。

そこで、大臣にお伺いしたいのでありますが、この統制令が撤廃された場合に賃料の値上げとか、あるいは土地の明け渡しとか、そういったことと土地再開発機運というものを当然助長していきまして、この住宅に住んでいる人たちが追い出される危険性、可能性が出てくるわけですが、これも、こういう地域に集中しているということになりますと、単に賃料の値上げという問題が多数起ってくるということだけではなくて、その地域の長い間の街づくりや文化や、あるいは歴史的な基盤を持ったその社会的基盤が変更されていくということも一層助長されかねない、こういう大きな問題もはらんでいるんじゃないかというところを指摘したいわけですが、こういう点について建設省は検討されたことがありますか。

○政府委員(渡辺尚君) 御指摘のように、特に大阪の場合には集中があります。それから全体で見ても、いわゆる大都市圏ということと三大都市圏を見ても、六十五万戸ありまして、五割強を占めております。したがって、御指摘のように地域によって差があることは十分承知しております。しかしながらそれに対して、我々はこの繰返し申し上げておりますけれども、一般的なPR、それから相談体制等を一般的に強化すると同時に、公営住宅、あるいは公社住宅、公団住宅の活用を図って対応したいと考えているところでございます。

○橋本教君 だから、問題所在はお認めになった上で今対応を話されたんですが、公営住宅等とおっしゃるけれども、政府自身が公営住宅を一体どういう状況で進めてきたかといえ、公営住宅全体は、これはもう昭和五十五年に比べてうんと減ってきておる。数字でいって五十九年、六十年、実績見込みでどれだけ減りますか、五十五年に比べて。

○政府委員(渡辺尚君) 五十九年を申し上げますと、全国でございしますが、四万三千四百戸余りでございしますが、六十年の計画では四万一千七百戸余りでございします。

○橋本教君 五十五年は幾らでしたか。

○政府委員(渡辺尚君) ちょっと五十五年の数字はございせん、五十六年を申し上げますが、四万八千九百七十戸余りでございします。

○橋本教君 減ってきているんですよ。したがって倍率も高くなっているんですよ。その倍率について、一般的な倍率がどのくらいであるかということとは先ほど答弁がありました。具体的に今私は都市問題として提起しておりますので、東京、大阪の公営住宅の募集倍率が一体どのくらいであるかという資料をお示ししたいと思います。

委員長、局長にこれを見せて聞きたいと思います。(資料配付)

それによりますと、東京都の住宅局で私が聞いたところでは、五十八年度新規住宅の倍率は都全体で何と二十五倍、五十九年度は四十倍、一枚目です。ね、こうなっております。そして特定目的に類する関係での倍率は二・五倍程度ですが、一般的には二十五倍から四十倍です。大阪の府営住宅をとってみますと、五十九年度倍率は十倍、五十八年も十倍、五十九年十倍、こういう状況です。その下に福祉住宅がございまして、大阪でも福祉住宅は二・七倍、あるいは母子世帯なんかは四倍という大変な高率であるということがわかりますが、大体こういう状況であることはお認めいただけますか。

○政府委員(渡辺尚君) 私どもの持つております数字で、大体同じでございしますが、例えば東京都でございまして、新築の場合に二十八倍、空き家も入れて合計いたしますと十・三倍、それから大阪の場合でございまして、新築が八・八倍に空き家が十・三倍で、合計で九・九倍というような数字を持つております。

○橋本教君 大臣、お聞きのように、とてもじゃないけれども、全国で、あるいは大阪だけでも、何万戸とある戦前住宅居住の対象者を場合によつては公営住宅に言ったって、そう簡単にいくものじゃないことがはつきりますね。それじゃ賃料の値上げが加速されて、これが大きな問題にな

ってきたときに、統制令が撤廃されれば、当然賃料というものは増額という、そういうモチーフをどんどん社会的に起こしていくわけですから、私の弁護士経験からいっても、賃料増額請求というものは、これはもう必ずふえてきますよ。今でも現状を聞きますと、そのうちに統制令撤廃になるから、これぐらい上げておいたらいいますよ、撤廃になったらもっと要求しますよというおどしでやられているし、底地買という社会問題だつて一層また激化しようという状況になっている。そういう場合に、明け渡し要求だとか、あるいは賃料の法外な値上げ要求が出されてきた場合に、こういう人たちに對してどういう手当てをするんですか、建設省は。どういう手当てをするか簡単に言ってください。

○政府委員(渡辺尚君) 一つは、一般的に申し上げて、通常のいわゆる推定市場家賃というものが約八割になっているということから、そう大きな影響はないという認識を持てているということが一つでございします。それから先ほど先生も御指摘になりましたけれども、空き家の優先入居をするということ。確かに倍率はございします。しかし一般に七大都市で平均が七・七でございしますが、それを二・二にする、あるいは撤去住宅になった場合には、これは特定入居住宅でやる、特定入居制度でやるということでございます。

それからなお、先生もろろん弁護士でいらつしやいますので今さら申し上げるまでもないと思ひますが、判例で見ますと、当初の賃料が低廉であったときは、これをしんしゃくして定めるべきだと、増額改定の場合にですね、ということもございします。したがって、全般的に我々我々の申し上げている対応で何とかいけるというふう

に考えているわけでございます。

○橋本教君 何とかいけるという状態が甘いという状態が必ず来ると政府は責任追及をされますよ。社会の便乗値上げを、あるいは底地買をやっているような業者を含めた状況というのはそんなに甘くないです。現に大阪府で牧野副知事が借地借

今言ったように、お年寄りで低所得で、そして仮に賃料値上げ裁判を起こされたら、その裁判を受けていかなくちやならぬ、そういう資金がどこにありますか。社会問題になりますよ。そういう

ことをまさに今おっしゃったように、大した影響がないなどと言って甘く見ていらつしやる今の政治姿勢は、まさに臨調行革や貿易自由化、こういうことの波の中で弱者切り捨てもやむなしという、そういう冷たい社会政策的観念を欠いてしまった政策になり切っているんじゃないかということに私は強い怒りを持たざるを得ないんですが、大臣はどうお考えになりますか。これは政策問題ですから大臣答えてください。

○國務大臣(木部佳昭君) 先ほど来、先生からいろいろ具体的な事例を御提示いただきながら御指摘をいただいたわけでございますが、私どももいたしましては、もしこの法案が認められるというような事態になりましたら、案鑑的な見方とか、またそんなに影響は多くないというような判断を私は政治家として持っておりません。いろいろ先生からも御指摘いただきましたように、弱い方々の立場、こういう方々に対して心配や不安を与えないということが私どもも行政のとるべき最大の関

○橋本勲君　この撒廃の影響が大したことはない
というように大臣は思わないということですか
ら、局長の答弁とその点の認識は若干政治家とし
ておっしゃった意味で違っておりますが、それな
らば、今おっしゃったように一年間の猶予期間に
対策を講ずるんじゃないで、まさにこの撒廃とい
う法案は撤回するべきが私は筋だと思ってい
ます。

それで、住宅を特定目的であつせんするか、あるいは何とか言うけれども、結局それは政府が追い出しに手を貸すということなんです。そこに住みたいと思っている人が住めなくなることに手を貸してやるということですから、それはまさにデベロッパに利益を与えることにほかならぬということなんです。そういう観点を貫かなくちゃ社会政策的考慮の政策はできぬと思いますよ。安易に手当てをすればいいということでは、これは当然そういうことでは許されません。また借地・借家法があるから権利は保全されるんだということとをたびたび政府は答弁しておりますが、その借地・借家法なるものも、これは法務省は、まさにこの改定という方向に踏み出そうとしているじやありませんか。しかも、その改正のねらい、あるいは問題点を見ますと、今までなら自己使用を含む正当事由がなければ、期間の満了による更新拒絶はできないし、明け渡し要求はできなかったけれども、重大なこととして土地の自己使用に加

私は、統制令の撤廃、それから借地・借家法の改悪、こういう方向は今日の日本の国民の住宅問題を決する方向とはまるで逆の方向で、絶対に許されないと思ふんですが、法務省はこの改正問題、私が指摘した点についてどう考えていますか。もう時間が来ましたから土地の有効利用とい

う問題について省きます。

○説明員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、法制審議会の民法部会で借地法、借家法の見直しの検討を始めていただいている状況でございますが、この立場は、社会情勢の変化に伴って、現在及び将来の社会情勢のもとの借地借家関係はどういうものであるべきかという基本的な観点からあらゆ

る面にわたつて見直す必要があるかどうか、どう
いう点についてどういう方向で改正する必要がある
のかどうかということを検討しようということ
でございまして、今御指摘の正当事由の内容をど
うするかということも、そういう社会情勢の中
で、現にそういう意見があるところでございます
で、そういう問題についてどういうふうにか
えられるかということについて各界の意見を広く聞
いてその意見を参考にして、そういう点について改
正の必要があるのかどうか、あるとすればどうい
う方向で改正したらいいのかということをこれか
ら検討しようということでございます。現在はそ
ういう段階でございます。

○橋本敦君 終わりますが、今お話しのように非常に重大な問題を含んでいるということとをさらに指摘して質問を終わります。ありがとうございます。

○井上計君 今回の許認可等の規制の整理及び合理化等に関する法律案の提案の理由は、申すまでも

○国務大臣(後藤田正晴君) 規制緩和の問題は、御意見のとおり、今後とも進めていかなきゃならぬ課題である、かように考えて取り組んでまいる所存でございます。

何はさておきまして、今回のこの行革審の答申二百五十八事項でございますが、これをまず消化しなきゃなりません。その後もまずはそれぞれの省庁において時代の変化とともにまず見直しをやっていたら、そしてそれでも足らざるところがあれば、私どもの方の役所として、政府全体として取り組まさせていただきます。そして同時に、今許

可、認可の数が、教え方にもよるんですけれども、先般国会に出さしていた資料で見ますと、大体一万件ぐらいあると、こういうことです。だから総数把握がまず急がれるわけです。なかなか調査は簡単なようで容易ではありませんけれども、来年の四月ごろを目途に今総数把握をやりたいと、こう考えております。

それといま一つ肝心なことは、新しくどんどん出てくるわけですから、新設の際の基準とでもいいますか、これをどのように合理的な仕組みでやるか。新設もできる限りはこれを抑制しなきゃなりません。しかし同時に新設の必要なこともあるわけですから、ならばそれとの見合いで必要度のなくなつておけるものはまた廃止させるとか、こういったような絶えざる努力で政府としては取り組んでまいらうと、こういう考え方でございます。

○井上計君　長官御答弁のように、まだまだ多くの民間活力を阻害するような許認可等の規制が非常に多く残つておるわけでありますから、今後

ともさらに積極的にそういう面についての見直しの作業を進めていただきたい、こう思います。

同時にまた、今お話がありましたけれども、今後社会環境の変化あるいは技術革新等々によって新しく規制を必要とするものも当然出てくると思うんですが、それについても慎重な取り上げ方、配慮は当然必要であらうと、こう考えます。

そこで、新しい問題として今後特に重要な問題、既に現在時点で重要な問題になっておりますけれども、プライバシーの保護の問題等についてひとつ伺いたい、こう思います。

社会の各部門でプライバシー保護の問題が非常に大きな問題になっておるわけでありまして、けれども、OECDから勧告が出てからもう相当の年月がたつておるわけでありまして、政府の現在の対応はどのようになっておるのか、まずお伺いをいたします。

○政府委員(古橋源六郎君) お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、OECDからの勧告が昭和五十五年九月に出でまいりました。これに対する我が国としての方針を検討いたしますために、当時の行政管理局の中に加藤一郎東大教授を座長といたしますプライバシー保護研究会をつくらせていただきました。その研究会が報告書を五十七年の七月に出していただきました。その報告書の中ではOECD理事会の勧告に沿いましたプライバシー保護の基本原則に従った新しい法律が必要である、こういう報告書をいただいたわけでございます。

さらにその後、臨調におきまして、五十八年の三月でございますけれども、法的措置を含め制度的方策について積極的に対応するようにという御指摘を受けまして、政府としては三度にわたります閣議決定を行って具体的な検討を進めるとともに、六十年行革大綱におきましてちよつと先に一歩進めまして、「政府としての方針を取りまとめるよう努めるものとする。」という閣議決定を行ったところでございます。

このような行革大綱に基づきまして、これまで

行政情報システム各省庁連絡会議というのがございますので、その中にプライバシー保護専門部会というのをつくりまして、この中で各省間の調整をいろいろ議論しております。それと同時に、本年の七月に総務庁に学識経験者の参集を求めまして個人情報保護研究会というものを開催しております。現在、その法制化というものがなつたときのいろいろの問題点、どういう考え方でやるべきかというような問題点について鋭意検討しております段階でございます。

○井上計君 現状からまいりますと、法制化の見通しということについては大体どうお考えなんでしょうか、時期。

○政府委員(古橋源六郎君) プライバシー保護という問題は我が国において全く新しい考え方でございます。そして例えればこれは行政情報の場合におきまして、行政におけるデータについてのプライバシー保護ということをやする場合におきましても既存の制度というものを非常に広い分野でございます。国家公務員の守秘義務でございますとか、あるいは行政内部における相互間のデータ利用というものをどういうふうに効率的にやらなくちゃいけないとか、そのときにデータプライバシーの保護というものはどういうふうに絡んでくるだろうかとか、そういうように検討し、かつまた慎重に検討しなければいけない問題がございます。研究会といたしましては、来年の半ば以降までにいろいろと検討してまいりますけれども、その後実際の法制化をするかどうか、あるいは法制化をいつごろにするかというような段階まで私どもも今立ち至っておりますので、その点について御理解を賜りたいと思っております。

○井上計君 OECDのうち何カ国が既にこのプライバシー保護法を制定しているのか、おわかりであればひとつお聞かせします。

○政府委員(古橋源六郎君) OECDの加盟二十四カ国中十二カ国において法律を制定いたしております。具体的な名前を申し上げますと、法律の制定国は、制定年順に申しますと、スウェーデン、アメリカ、ニュージーランド、西ドイツ、カナダ、フランス、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、ルクセンブルク、アイスランド、イギリスでございます。

○井上計君 十二カ国が既に制定しておるわけでありまして、我が国としても、既に各方面でいろいろと問題になっておるわけでありまして、法制化するかどうかは、今局長お答えのように、これからの研究の結果の問題でありましようけれども、いずれにしても研究の結果を早く出すべきである、このように考えますし、また要望しておきます。

そこで、自治省にお伺いいたしますけれども、地方自治体において既にプライバシー保護条例を制定しておる自治体があるやに聞いておりますけれども、どういふ状況でありますか。

○政府委員(石山努君) 地方公共団体におきまして個人情報保護条例に関する条例の制定団体の状況でございますが、一番最近の調査は六十年、ことしの四月一日現在でございますけれども、二百二十三市区町村、それから一部事務組合が四ございまして、合わせて二百二十七ということになっております。全体に対する割合という面から見ますとまだ六・七%でございますけれども、近年の傾向を見ますと、年々増加する傾向にあるというのが現状でございます。

○井上計君 大蔵省に伺いますけれども、金融機関についてはプライバシー保護というのは非常に重要である、こう考えますが、大蔵省はどうお考えか、またこの問題については現時点ではどのような指導をしておられますか、お伺いいたします。

○政府委員(吉田正徳君) 金融機関でございますけれども、金融機関は預金や貸し出しなどを通じて取引先の信用状況、資産状況を知られるわけでございます。その点から先生もこの点を特に保護を急ぐべきではないかという御観点だと思えますけれども、金融機関の性格上と申しますか、業務の性格上、従来からの商慣習上、あるいは取

引上の信義則として守秘義務を守ることがかなり徹底しておるというふうに理解しているということはまず基本的な私どもの認識でございますし、その点については、預金者保護あるいは信用秩序の維持の点もございまして、今後ともその点を徹底していくことが第一点だと思います。それから御指摘の背景におきましては、例えば金融の機械化、情報化というように進んできています、コンピューターなど進んできております。それから個人取引も進んできているということになりますと、個人取引上のプライバシー保護の重要性もますます高まっているという点は私どもも認識しているわけでございます。この場合に、個人取引の分野に特に言えることと思えますけれども、信用情報機関がございまして、これが個人の信用情報を持っておるわけでございまして、この個人信用情報をもとに個人取引を行つていく場合がだんだんふえてきています。そこで大蔵省といたしましては、このような信用情報を取り扱う場合に、目的外使用の禁止、それから情報の漏えい防止等、通達あるいは事務連絡等におきましてプライバシー保護に配慮するように、そういう個人信用情報機関、そういう資格の持つていものと提携するようにという指導を行つておりますけれども、さらにもっと細かいプライバシー保護ができますような観点から指導を行つていきたいということで、現在またもっときめ細かい点も図つていくということを検討しているところでございます。

それから個人取引だけではございまして、それ以外に金融の機械化、情報化に対応いたしまして一般的なプライバシー保護の問題がございまして、大蔵大臣が昨年金融情報システムセンターというのを認可いたしました。これは全関係金融機関のみならず証券会社、保険会社等も入っておりますけれども、その参加を得まして自主的に安全対策基準を策定する。その安全対策基準の中で情報漏えい防止の対策が盛り込まれておりますので、これは非常にプライバシー保護に資する

というふうに考えているわけでございます。この安全対策の中にこの情報漏えい防止等の対策が盛り込まれておりますので。そこで行政当局、私どももいたしましては、各金融機関がみんな集まっていろいろの専門的な知識を交換しながら研究して得た基準に基づいて対策を講じることが期待しているところでございます。

○井上計君 銀行局長、今お答えいただきましたこと十分理解できるんです。ただ、情報システムセンターについては、大蔵省の指導あるいは監督といった感じだと思いますけれども、かなり行き届いていくであろう、こういうことが考えられます。ところが、個人情報情報機関が随分とふえています。それから同時に、それらのものが情報を流すというふうなケースが非常にふえています。それらのものは、個人のプライバシー保護について大変な問題が既に起きている面もありまして、今後ますます起る危険性という可能性があります。今後は、あると考えるんですが、大蔵省の立場としては現状のいろいろな点から考えられてプライバシー保護法の制定を必要とするところですか、どうですか。これは大蔵省の立場だけでお考えいただいて結構です。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほども行管の方からお答えになりましたが、プライバシー保護についてはなかなかいろいろ複雑な問題がございます。特に金融機関の場合には機械化、情報化の進展で複雑かつ高度な問題があると思っております。そこで金融情報システムセンターなどで情報を持ち合って、知識を持ち合って研究させているというところで専門的な検討が必要だという認識があるわけでございます。したがって、立法問題につきましても、大蔵省におきまして金融制度調査会の中でも消費者金融のあり方などの勉強会を進めてきておるわけでございますけれども、それを待たずしてこういう金融情報システムセンターとの専門的な検討が進められている、その成果などを行政に逐次組み入れていくというような形で現実的な対応を図ってまいりたいというふうに経過的

には考えておるわけでございます。

○井上計君 今後の問題としては法制化についてはどうお考えですか。

○政府委員(吉田正輝君) 法制化をやるということにつきましては、一つの研究課題として、検討課題としては受けとめておるわけでございますけれども、いつとか、どのような形とか、あるいは本当にやるかどうかというように、あることについては、率直に申し上げて、なお明確に申し上げ得るような状況にはないというふうに申し上げざるを得ないと思っております。

○井上計君 了解をいたしました。

次の問題に移ります。
今回の許認可等の整理合理化の法律の目的は何といつても行財政改革の重要な対応策だ、このように理解しておるわけであります。現在、行財政改革という内閣の大きな命題に相反するような構想が幾つかも出てきておる、私はこういう認識を持っておるわけなんです。

そこでまず総務庁長官に最初伺いたいんですけれども、与党内でも問題になっておると聞いておりますし、政府内でもいろいろとまだ意見の一致がもたらなされておるんですが、建設省が既に概算要求の中に盛り込んでおるものと、流水占用料、それから農水省の水源地なんかについてまず行財政改革に相反する、特に水源地というのとは税という名称からいっても増税なき財政再建には実は逆行しておる、私はこういうふうな認識で従来から既に反対の立場で委員会等いろいろと質問してまいりましたが、まず総務庁長官にどうお考えであるか伺いをいたします。

○国務大臣(後藤田正晴君) お尋ねのように、現在建設省と農水省からそれぞれ流水占用料を設けたいとか、あるいは水源地を新設したいといったような要求が予算要求に絡んで出ております。これをめぐって党内でもなかなかぐくぐくの議論をしておる最中でございます。いずれ予算編成の最終段階で何らかの結論が得られる、こう考えておるんですが、今大蔵省から出てくるので、現在のとこ

ら、この問題について私からは積極的にとらえたいと思っております。

ただ、第二編調、またそれを受けた行革審も増税なき財政再建という基本理念を掲げておるんですが、これは行政改革を進める上でのことで、かように理解しておる。しかし、その中で臨調が言っているのは、全体としての租税負担率つまり対国民所得比の問題ですが、その上昇をもたらすような税制上の新たな措置は基本的にはとらない、こういうことを述べて、さらにまた受益と負担のバランスを失っているものについて、税制上の適正化、あるいは現在の直間比率など税制上の問題のある重要課題についても検討すべきである、こういう指摘もされておるわけでござい

ますから、こういう指針の答申の趣旨を総合的に勘案しながら、現在の各般の行政上の要請にも留意しながらこの問題の調整を進めて適切な結論が得られるであろう、また得られることを期待しておる、きょうのところはこの程度でひとつ御勘弁をお願いいたします。

○井上計君 すべて明快にお答えになる後藤田長官でありますから、この問題についてはもっときょうは明らかなお答えをいただけたと期待しておったんですが、この問題についてはさすがに後藤田長官もデリケートな問題だということでお逃げになりました。ただ、今お答えの中に若干私自身がいささかどうであろうかというふうなお答えが

ありますが、それは後に送りまして、大蔵省はこの問題についてはどうお考えでありますか。
○政府委員(小野正巳君) お答え申し上げます。ただいま関係省から出ております、お尋ねの流水占用料あるいは水源地の取り扱いでございますけれども、ただいま総務庁長官からもお答えがございまして、現在、関係省庁間で鋭意調整中でございます。したがって、私どもも予算当局として関係省庁から御要求はいただいておりますけれども、現在、調整を関心を持って見守っているところでございますので、現在のところ

ろそれ以上のお答えは申しわけございませんが控えさせていただきます。

○井上計君 大蔵省、当然そういうふうなお答えであろうとは思っております。

そこで、大蔵省と総務庁長官にもう一つ伺います。総務庁長官は先ほどお答えの中で、負担率の上昇をもたらすような新しい財源についてはいいなというふうな、ちよつと表現は違いますが、そういうふうな御趣旨、それから受益と負担とのバランスを失っているものについては調整すべきである、こういうこと、直間比率もこの直間比率は別にいたします。ところが、水源地の構想等については、これはもう長官も十二分に御承知でありまして、けれども、受益者の中で一番の受益者は実は農家なんですね。ところが、農家は水源地の対象から外すということが既に言われております。これは明らかに負担の公平を欠くというところになります。これはどうお考えですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 農家の負担はしない、こういうことを言われておることは私も承知しておりますが、それも現在かんかんがくぐくの議論の中の一つであらう、こう考えておるわけでございます。

○井上計君 大蔵省にも伺いたい。今、農業についての水源地は対象にしない、また流水占用料は、農業用水については工業用水の二十分の一ですか、というふうな案であります。百歩譲って万が一こう考えた場合でも大蔵省の公平を欠く、こういう大きな問題がある、こう思います。これについて大蔵省はどうお考えか。

もう一つ、昭和五十五年の歳出百科に、主計局として「一般的に、財政資金は、国全体の立場から総合的に判断して、最も緊急性が高い使途に充てるべきであり、予め、使途を特定してしまふことは、財政資金の効率的な使用を阻害するおそれがあります。」、このようなものが出ております。これが主計局の変わらざる方針であらうと考えます

る。これは大蔵省の公平を欠く、こう思います。これについて大蔵省はどうお考えか。

が、どうでしょうか。

○政府委員(尾崎隆吉) まず水源税の方でござい
ますが、課税対象といたしまして河川から取水さ
れる水を考へてゐるわけでございまして、先生御
指摘のようにその中から農業用水が除かれており
ます。私どもが林野庁からそのお話を承つていま
るところによりまして、その理由は、農業用水は森
林と同じく水源涵養機能を持つてゐるということ
が一つ。それからもう一つは、古くからの水使用
慣行に従つておりまして、使用水量の把握が困難
である、そのような理由によりまして農業用水を
除きましたというように私どもは承つておりま
す。そのほかの問題いろいろございまして、各
方面の意見を踏まえながら慎重にこれから検討し
てまいりたいと考へております。

それからもう一つの問題でございまして、農出
百科につきましてお話がございました。私どもか
ねがね目的税などの特定財源につきましては、一
般に特定される公共サービスの受益と負担との間
にかなり密接な対応関係がある、それが確認され
る場合には特定財源制度というのはいささかの理
性を持ち得るものと思ひますが、しかし財政の立
場に立ちますと、それが資源の適正な配分をゆが
めたり、また財政の硬直化を招く傾向を持つこと
も確かでありまして、その妥当性につきまして常
に吟味していく必要がある問題であるというよう
に考へております。

○井上計君 後藤田長官にもう少し突っ込んでお
伺ひいたします。

今大蔵省からお答えがありました。大蔵省は、
農水省の水源税については農業用水はわが森林
涵養の重要なものであるということ、もう一つ
今お話の中で重大なことは、使用の把握が困難で
ある、だから農業についての水源税については対
象外としたという。これは大蔵省のお考えでなく
て農水省のお考えだろふと思うのですけれども、
把握が困難だから取らない、把握が的確に行われ
るから取るというのは、要するに取れるところか
ら取る、取りやすいところから取るということ

で、これは税の公平という面から考へても大變な
ことだと、こういう感じがするんです。これは
お答えが難しいでしょうからお答えは結構ですけ
れども、ただ足りないから取るんだ、取りやすい
ところから取るんだという考へ方が、今回の流水
占用料についても水源税についてもあり過ぎると思
うのです。これについては今後閣内ではいろいろと
検討があると思ひます。

先般、実は十一月二十七日でありますけれど
も、決算委員会で建設大臣にもしつこく流水占
料の問題についてお尋ねをいたしました。建設
大臣も、現在閣内においてもまた与党内におい
ても意見の一致を見るためにいろいろと努力中であ
るということでありましたが、私がさらに突っ込
んでお伺ひしたときには、閣内で見解が一致しな
いときには当然これは取り下げるべきであるとい
うふうな、そういう意味の御答弁があつたと、こ
う理解しておるんですが、このことについては長
官もそう考へていらっしゃるか。要するに完全に意見
が一致しない場合であつてそれを強行するというこ
とはあつてはならぬ、こう考へますが、どうお考
へでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) もちろんこういう重
要な問題は、政府・与党が最終一致しなければで
きない課題であらう、私はこう思ひます。

それからまた水源税。今お聞きしてると、農
業用水は森林資源の培養に資するといふんです
が、私ちよつと理解が困難でございまして。それか
ら税というのは公正が生命なんです。だから、
把握が難しいからという理由は私にはわかりかね
る。いずれにしても、私自身は実は一つの考
えを持つております。しかしながら、これは今大
変デリケートでございましてから差し控へたいと思
ひます。

○井上計君 かなり明確に私どもの意と同じよう
なお答えであつたらうということ、さらに今後
の長官の御活躍を期待しておきます。

そこで、建設省河川局長。先日二十七日に私は

流水占用料の問題について伺つた。これは河川局
長をそんなにいじめたりなんかしません。ただ、
そのときに申し上げた河川敷の使用料、占用料で
すね、これは長官も御存じかどうか知りませ
んが、お聞きいただきたいと思ふんですが、建設省
が流水占用料という新しい財源をつくり出した理
由がわからぬわけじゃありません。しかし、それ
ならもつとも整理して、あるいは他に当然取
るべきものあるいは整理するもの、処理するも
の、農出を削減するもの等あるわけでありま
す。

先日指摘したように、河川敷の占用料、使用料に
ついては全く国庫収入になつていないわけであ
る。全部地方自治体収入になつてゐる。しかも河
川敷の中には、ゴルフ場を初めとするいわば営利
事業が利用してゐる膨大な面積があるわけです。
ところが一切それが国庫収入になつていない。そ
して十分なる把握もされてない。地方自治体
において、この河川敷占用料の収入を河川補修工
事等に使う特定な歳入でなく一般財源に繰り入
れて何に使つてゐるか知らぬといふふうなケ
ースが非常に多い。こう聞いておるんですが、その
問題について少し把握していただきたい、それか
らもう一つは、二級河川については全く把握され
ていないから二級河川についても把握していただ
きたい、こうお願いしておきました。現在まで
把握されましたかどうか。把握されていなか
う、まだ調査中で結構でありますし、また把握され
ておれば現状についての把握の状況をお聞かせいた
だきたい、こう思ひます。

○政府委員(井上幸平君) 河川区域内の土地の使
用料は、現行河川法によりましてすべて都道府県
の収入といふことになっております。それで都道
府県土地の占用料の収入でございまして、昭和
五十八年度の実績で申し上げますと約三十二億
円でございます。これの二、二級河川別につきま
しては、都道府県において区別して集計をしており
ませんのでつまびらかではございませんが、占有
面積比で申し上げますと、一級河川八六%、二級
河川一四%という比率でございまして、しかもその

利用目的等を勘案して私の方で推計いたしました
ところによりまして、この三十二億円のうち二級
河川は一億ないし二億円であらうかと思ひます。
ただ、集計が一、二級河川別になつておりませ
んので、これを分類するといふことは、都道府県で
実施しておることでございますのでちよつと不可
能でございます。

○井上計君 河川局長、今伺ひました三十二億
円という金額が多いのか少ないのか今言ひません。
ただ、私が若干手元に集まつてきておる資料から
ざつと計算すると、三十二億円というのは大
額が少くない。というのは、都道府県が取つてお
るのが安くないかという気がするわけであ
る。実際にゴルフ場等から取つておるものが実
際から比べて非常に安いといふふうなことが感じ
られます。したがつて、私はこの三十二億円とい
ふ現時点で調査された河川敷使用料の見直し、同
時にそれを当然のことながら国庫収入にすべきで
あるものだ、従来の慣例ではありますけれども、そ
う考へますと、そういうふうな面をさらに洗い直
しをして、なおかつそういうふうな当然取るべき
財源を取り、カットすべきものはカットし、農出
削減をやつながらこの問題については時間をかけ
て検討をいただくことが当然だ、こう考へますか
ら、河川局長、建設省にはそのことを要望してお
きます。

総務庁長官、今のこの河川敷利用の問題等をお
聞きになつてどうお感じになりますか。国庫収入
に全くなつていない、地方自治体が全部取つてお
る。そして建設省としては、この間お願いしまし
たからある程度金額が出てきましたけれども、完
全な把握がなされてない。しかも都道府県はこ
れを一般財源に繰り入れてほとんど使つておると
いうことについてはどうお考へでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 一級河川は、これは
国が管理してゐるんですから、それに伴う歳入は
国であらうと、こう思ひますけれども、これは長
い間のあれもありますし、それからまた地方が持
つてゐるものを何でも国が取り上げればよろしい

というふうには私は考えておりません。

○井上計君 時間がありませんから、この問題についてはまた次の別の機会に譲ります。

いづれにしても、流水占用料あるいは水源税等は、現在の民間活力導入というふうな面から考えても、大変な阻害になるわけでありまして、また税の公平あるいは負担の公平等々からいっても非常に大きな問題があると考えますので、さらに検討については慎重にひとつお考えをいただきたい、特に要望しておきます。

最後に、民間活力の導入ということで最近大きな話題になっておりますが、大型プロジェクト、東京湾の横断道路の建設計画があります。これはこの二、三日新聞にかなり大きく報じられておりますけれども、事業主体が道路公団、地方自治体、民間企業の共同出資による第三セクター方式に大体落ちつくであろうという報道であります。そこで問題は、免税債を発行してこの膨大な財源に充てるというふうなことで、あるいは財投資金を活用するというふうなことで、あるいは免税債を活用するが、きょうあたりの新聞で見ると、免税債についてはノー、したがって、財投資金の活用というふうなことにどうもなりそうなのは状況でありますけれども、大蔵省はこれについてなぜ免税債がダメなのかというふうなこと。

そこで、時間がありませんから、続いてお伺いしますけれども、その場合、第三セクターが発行する債券が引き受ける場合、特別立法の必要があるのかないのか、しなくてもいいのかというところ、これらのことについても重大な問題があると思ひます。その必要性ということをお伺いいたします、こう思ひます。

○政府委員(尾崎隆君) 御質問のうらわゆる免税債につきまして、私も問題点であると考えているところだけ答弁させていただきますが、ただいま御承知のように抜本的税制の見直しを行っております。その中で、利子課税というのは一つの重要なテーマであるわけですが、そのさなかにいわゆる免税債は高所得者にいわば青天

井のマル優を認めるというふうな性格を持つものでありまして、またそればかりか法人にまで新たにマル優を認めると、そういうふうな性格の働きを持つものでございます。そこで、私もこれは税制上大きな問題があるものというふうに考えております。

そのほかにも免税債という形で財政援助をいたしますと、その対象となつております事業体が、いわば採算が合うようになりまして後、財政的な援助の効果がずっと続いてしまうという問題がありまして、打ち切る方法がなくなつてしまうというところが一つございまして、それから長期の債券というところで出しますと、その累積する財政援助の額というものは相当膨大なものになりますし、また性格上非常に横並びから次々へと波及する危険がある。そういう意味で財政上の負担が相当膨大なものになるおそれがあるものというふうに考えております。それから発行市場や流通市場に対する擾乱要因となるのではないかと、いふ点も危惧されるわけでありまして、よく免税債につきましても例にとられますのは、アメリカの産業開発債、これは州が出しているものでございまして、これも実は弊害が余りに大きいということで、レーガン大統領の税制改革案ではその見直しが提案されているものでございまして。

○政府委員(足立和基君) 財政投資の活用についての御質問でございますが、現行の資金運用部資金法では、この運用の公共性、安全性の観点から、この運用対象というものを原則として民間出資のないものに限定して、法律上限定列挙されてございまして、現行法のもとでは、今言われるような第三セクターについての財投の債券引き受けというものは不可能でございます。将来どうするかというお尋ねでございますが、まだ現段階では必ずしもこの具体的な事業主体が明らかでございませぬので、その事業主体が明らかになりまして時点で、立法措置も含めまして財投の活用について検討させていただきたいと考えております。

○井上計君 時間がなくなりましたから、最後に私の考えだけ申し上げておきます。今理財局からお答えがありました、将来の問題として当然のことなことをやるとすれば立法の必要性があるというふうな理解、これはわかりました。ところが、新聞報道でありますけれども、財投から無利子の――財投かどうか知りませんが、無利子の融資を行うというふうな案があるようでありまして、その場合の財源をどこに求めるのか、あるいはその場合の利子補給はどこからするのかというふうな問題も当然起きてくると思ひますが、いづれにしても、慎重にやらないとこのようなことが前例になつて、関西新空港に次いで東京湾道路にそういう無利子の融資が行われるというところであるならば、第三セクターの方式によるプロジェクトが各地にでき得る可能性、名のりも上げてくる可能性も多分にある。もちろん民間活力導入ということの面ではいいことかもしれないけれども、それがまた再び問題を大きく将来に残すようなことになるのではなからうか。このことも懸念いたしますので、今後とも慎重にお進めをいただきたい、これは要望であります。

○本平八郎君 私に許可の問題について、政策的というか、物の考え方という点で御質問いたしたいわけですが、時間が十分じゃないものですから簡単にまとめたいと思ひます。先ほど長官が井上議員の質問にお答えになりました、今後ともこの許可の法をどんどん廃止していきたいというふうなお答えだったわけですが、私が非常に関心がありますのは、今回提出された廃止四十数件の中に物価とか国民生活に関するものがないことですね。我々国民にとつては生活とか物価とかというの一番関心があるわけですが、これは非常に難しい面がいろいろあると思うんですけれども、こういう面、積極的にいうか、優先的に許可可を廃止して、それによつて物価を下げていくということをぜひ御考慮いただきたいと思ひますが、その辺のお考えをまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) もちろん、本本さんおっしゃる通りに、規制緩和というのは民間のエネルギーを引っ張り出すということでございますから、そういう観点で私も取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。

○本平八郎君 日本は、私の印象では、全体の物価は非常に安いと思ひますけれども、生活必需品とか最低の基礎的な物価というのは非常に高いんじゃないかという気がするわけですね。電気製品なんかは非常に安いんです。平均しますと、電気製品とか自動車とかでならしますので安くはなつてはいるんですが、そういう生活の基礎物資が非常に高い。その原因は許可可にある、その原因のナンバーワンは許可可にあるというふうな受けとめているわけなんです、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(竹村農君) 許可可と物価との関係でございますけれども、許可可の中には価格規制という点でいろいろ規制のあるものもございまして、直接法定されているものあるいは政府自身が決定するものと、いろいろございまして、これらはいわゆる公共料金というふうな範疇に入るんじゃないかと思ひます。こういったものにつきましては公共性の立場で需要者側あるいは消費者側、供給者側、こういった面からその辺の価格についてはいろいろ関与が行われるということ、それが特に物価を高くしているという関係にはならぬんじゃないかというふうに考えております。

○本平八郎君 今お話が出ましたその公共料金の問題に入りたと思ひますけれども、その前に、私が申し上げたいのは、いろいろ許可可があるんで、それがどうしても安全サイドを見るからコストを押し上げているという面が非常にあるんじゃないか。経済の原則として、経済というのは統制されればされるほど供給者が有利になる、そうすると需要者というか消費者が損をするわけなんです。そういうふうなメカニズムがあるんで、その辺に特に注意していただいて、許可可があるた

めに物価を上げているという面をぜひ御考慮いただきたく思います。これは具体的にやりやすと時間がないで次に進みます。

それで、ただいまの公共料金の問題なんです。私は商工委員会でも言ったんですけれども、例えば電気とかガスとか、それから私鉄の運賃とか、電信電話も今度民間になりまして、こういうふうな料金に許可可によっているものは、今後値上げ申請するときに社長の辞表をつけてこいというアイデアはどうだろうかということなんです。いろいろな諸般の事情があつて値上げせざるを得ない。普通の民間企業なら、当然値上げできなければ倒産せざるを得ない。しかし公共事業であるために料金の値上げで経営危機を回避できるという非常にありがたい面があるわけですね。それだけに経営者としては必死になつてコストダウンに取り組んでもらわなければいかぬという面から、値上げせざるを得ないというのは、事情のいかんにかかわらず、社長としては経営責任の問題がある。経営の失敗だと決めつけられるのじゃないか。例えば石油ショックとかいろいろの問題があると思うんですね。しかし、それはそのときに社長になつておられたので非常に悪いというふうにお考えいただくしかないんじゃないか。したがってその企業自身には責任を追及しないという事で、社長はおやめになつていただいて、専務さんとか副社長が社長におなりになつていただければいい。こういうふうによりやすと、少なくとも社長の任期中は、やめなさいかぬと思うと、不名誉なことでもありますから必死になつて経営の合理化をやられるのじゃないかということ、公共料金の値上げを防止する一助になるんじゃないかという気がするんです。長官、こういうアイデアについてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(竹村盛君) 公共料金について、許可可にかかわる問題のその許可可をする場合の水準にならうかと思うんですけれども、これにつきましては、申請する側としては、当然消費者の立場

も考えて、会社の経営の合理化とかそういう中で考えていただく、そのための真摯な努力は必要だと思ひますし、それから許可可をする側としても、先ほど申し上げましたように、公共性の立場でその辺を十分検討すべきだというふうに考えます。

○木平八郎君 私は、そういう公共事業の社長を引き受けられるからには、そういう社会的な責任があるということをお引き受けいただきたい。逆に言えば、値上げせざるを得ないような社長は遠慮するとかということがあつてもいいのじゃないかと思うんですね。私が知っている限り、例えば東京電力にしても電電株式会社もそうでしょうけれども、要するに今は社長になられるような人材はうんとおられるわけですね。どなたがなられてもいいような状態に各企業はなつていくわけだから、その方が余人をもつてかえがたしということはもうないのじゃないか。したがって、そのくらの意気込みでぜひ経営に取り組んでいただきたいと思ひます。

ついでに申し上げますと、前にもこういう問題を取り上げたんですけれども、辞表を出されて辞任された社長には勲章、叙勲も辞退していただくというふうなことで対処すべきじゃないか。私は勲章の価値というのはよくわからないんですけれども、そういう方々は非常に勲章を大事にされるようなんで、勲章をもらえないとなれば、またいろいろもう一段の努力もしていただけるのじゃないかという気がするわけですね。

時間がかくなつたので最後に一つ。これは前にも質問したんですけれども、許可可の廃止というのはよほど思ひ切つてやらないと、できるものからやっていくというのじゃ、なかなか追つかないのじゃないか。したがって、一たんはサンセットで例えば三年なら三年で全部一応やめるということをやまず決ままして、そしてやめると大変なのは、この三年間に立法府でもう一度新しく立法するというぐらいのことで取り組んでいく必要があるのじゃないかという感じがするわ

けなんです。長官はどういうふうにお考えになつてますか承りまして私の質問を終わります。

○國務大臣(後藤田正晴君) こういう許可可というのとはよく長く情性に流れますから、木本さんおっしゃるようなサンセット方式、これは私は貴重な御意見だと承ります。ただ、そうはいないから、一方において行政の安定性というものが必要なのである。だから、これはどうしても政府の基本的な政策に係るようなもの、あるいは例え

ば大学の設置であるとか銀行の開設とか、あるいは公衆電気通信とか、こういうものはちよつとおっしゃるような趣旨にはなじまぬのではないかと。それからもう一つは、生命、健康あるいは防災、環境、こういった観点から行われているいわゆる社会的規制ですね、これに時限を付するといった場合には、国民生活に非常な不安感を与えるといったようなこともございまして、今おっしゃつたのは私は貴重な御意見だとは思ひますが、一たん全部廃止して、もちろん木本さんはそんな極端なことをおっしゃつておられるとは思ひませんが、そこは十分頭に入れてやらせないと、かえつて社会的な混乱、不安を生ずるおそれがあるのではないかと。むしろサンセット方式の御提言であるとするならば一定期間がたつたときには定期的に見直しをする、こういう考え方がベターなのではないか。私にはさう考へるわけでは

ない。○下村泰君 長い時間になつて長官、御苦勞様です。まず労をねぎらいます。お年のせいなんというのを申し上げたら、ばかにすると言われ

るかも知れませんが、午前中から拝見しておりました大変お疲れの御様子で、私は与えられた時間は十分ですけれども、できるだけ短くやります。作業環境測定のことについてちよつと労働省に伺いますが、職場の技術革新はもう日進月歩というよりは目まぐるしく進んでいます。それから労働力の高齢化、女子の職場進出、これはもう来年四月一日から均等法が施行されますから大変

になると思ひます。第三次産業の拡大等が進んでいる中で作業環境測定を義務づけられた事業場、作業環境基準等について見直す必要が生まれてきているのではないかと思ひますけれども、労働省の対応はいかがでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 現在、有害物質の蒸気、ガス、粉じんといったものが事業場の中にある場合、従業員の健康に及ぼす障害を防ぐために作業環境測定あるいは局所排気装置の設置とかといったような規制をしておるわけでござい

ますが、一応その環境を改善するために必要な同排装置とか全体換気装置とかといったものの性能を規定しております前提として、そうした有害物質の濃度といったものを考えておるわけでござい

ますけれども、それ自体は今の話のございました安全な水準が保てるようにいろいろな周排、全体換気装置の能力を決めているわけでござい

と私は思います。こういうことは、私自身も民間の方に長くおりましたからよくわかりますけれども、役所が監督している場合と同じ立場にいる人が監督するのでは、あるいは測定するのでは受ける側の気持ちも大分違いますし、またそこで何か裏の方で取引が行われたいとも限りませんね。そういうことによる後退というのは非常に戒めなくちゃいけないことだと思います。それから中小零細企業でも作業環境測定は完全に行われなくてはならないと思いますし、また中小零細企業でそれは中には非常にまじめな方もいらっしゃると思いますが、事業主で。ところが中にはまたひどい方もいらっしゃる。私の知り合いで現在マッサージをやっている御婦人がいるんですけども、その方はもとメッキ工場にいらした。このメッキ工場の事業主が大変さんだったようなんです。そのために身体障害に侵されました現在マッサージ師になっております。こういう人が今後発生しないように気をつけていただかなければなりません。したがって、作業環境測定結果は事業場に掲示して働いていらっしゃる方々にも周知させた方がいいのではないかと。あるいは一定の限られた場所だけを人たちが知っていて実際に働いている人は何も知らされてない。これは余りいい状態じゃないと思うんです。これはどうでしょうか。

○政府委員（小淵義朗君） 現在の作業環境の改善の規制の方式としては、事業場内の空気中の有害物質の濃度、それを直接規制する形じゃなくて局排装置あるいは全体換気装置の能力を一定水準以上に保たせることによって、全体としてそうした濃度が保てるという間接的な規制の手法をとっているものですから、濃度それ自体を直接に掲示することを法令では義務づけておりませんけれども、しかし御指摘のように、自分たちの働いている事業所のそうした有害物の濃度がどうなんだろうかというところは当然そこで働く労働者の方の重大な関心事でもあるかと思えます。そこで、現在は衛生委員会を事業所内につくるように

一定の範囲で義務づけております。これは当然労働者の代表の方も入るわけでございますけれども、そうした作業環境測定の結果とそれに基づく対策の樹立という点については、この衛生委員会の必要の付議事項にいたしております。そこでの関係の労働者の方にも十分周知されるような手だてをとっておりますが、直接に個々に掲示をした方がいいかどうかについては今後検討させていただきます。

○下村泰君 こういうことはちゃんとしていただきますと、今私が例を申し上げましたマッサージ師さんのようなことになりかねませんので、よろしくお願いしたいと思えます。

これで終わりますけれども、長官、さっき私が申し上げましたように、監督官庁がやるのと民間がやるのでは多少ずれが出てきます。そういうことに關して総務庁長官の御意見をちょっと伺っておきたい。今後どう対応するか。

○国務大臣（後藤田正晴君） まさに一般の受け取り方はおっしゃるとおりだろうと思えます。今の労働省に対する御質疑は建設的な御意見であると、かように私は理解をいたします。

○下村泰君 終わります。

○委員長（龜長友義君） 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（龜長友義君） 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和六十年十二月二十日印刷

昭和六十年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局